

平成18事業年度

事 業 報 告 書

日本司法支援センター

～事業報告書目次～

I はじめに	1
II 日本司法支援センターの概要	2
1 業務の内容	2
(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア 情報提供業務	2
イ 民事法律扶助業務	2
ウ 国選弁護関連業務	2
エ 司法過疎対策業務	2
オ 犯罪被害者支援業務	2
(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2 法人の組織	3
【資料1】「日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地一覧」	
3 法人の沿革	4
【資料2】「日本司法支援センター業務開始までのあゆみ」	
4 根拠法	4
5 主務大臣	4
6 資本金	4
7 役員の状況	4
8 職員の状況	4
III 中期目標・中期計画・年度計画	5
1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画の作成	5
ア 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
イ 業務運営の効率化に関する事項	5
ウ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6

2 平成18年度日本司法支援センター年度計画	6
ア 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
イ 業務運営の効率化に関する事項	7
ウ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7
IV 平成18年度の事業概要	8
1 総括	8
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	8
(2) 地方協議会の開催	8
(3) 常勤弁護士の確保	8
【資料3】「常勤弁護士配置先一覧（平成18年度）」	
【資料4】「常勤弁護士就職説明会等実施状況」	
2 各業務	9
(1) 情報提供業務	9
ア 業務の概要	9
イ 電話による情報提供	9
【資料5】「平成18年度受電件数の推移」	
【資料6】「平成18年度受電内容の推移」	
【資料7】「平成19年3月における相談分野の概要」	
【資料8】「平成19年3月における関係機関紹介状況」	
ウ 面談による情報提供	10
エ その他の方法による情報提供	11
オ 関係機関との連携・協力関係	11
(2) 民事法律扶助業務	12
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	12
【資料9】「援助申込状況、援助決定件数等状況」	
【資料10】「最近5年間の援助決定件数の推移」	
イ 契約弁護士・司法書士数	13
【資料11】「契約弁護士数、契約司法書士数」	
ウ 援助を受けた人の特徴	13
【資料12】「援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入、公的給付」	

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況	13
【資料13】「代理援助事件の事件別内訳」	
【資料14】「書類作成援助事件の事件別内訳」	
【資料15】「支払保証立担保実績」	
【資料16】「代理援助事件の結果別内訳」	
オ 不服申立てと再審査	13
【資料17】「不服申立てと再審査（結果別内訳）」	
カ 立替金等の状況	14
【資料18】「立替金残高表」	
【資料19】「法律相談費」	
【資料20】「代理援助立替金実績」	
【資料21】「書類作成援助立替金実績」	
キ 民事法律扶助事業の推移	14
【資料22】「民事法律扶助事業立替金及び償還金の推移（年度別）」	
【資料23】「申込件数・援助決定件数・法律相談件数（年度別）」	
(3) 国選弁護関連業務	14
ア 弁護士との国選弁護人契約の締結	14
【資料24】「国選弁護人契約弁護士数の推移」	
イ 国選弁護人候補の指名・通知	16
【資料25】「国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）」	
ウ 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定	16
【資料26】「国選弁護報酬基準の概要」	
【資料27】「被疑者・被告人別算定件数」	
【資料28】「国選弁護人報酬等算定件数（審級別）」	
【資料29】「国選弁護人報酬等に対する不服申立て件数」	
(4) 司法過疎対策	18
【資料30】「常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況」	
(5) 犯罪被害者支援	18
【資料31】「コールセンターにおける問い合わせ件数」	
【資料32】「犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪・刑事事件」の問い合わせに係る紹介先」	
【資料33】「地方事務所における「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせ件数」	

V 平成18年度における業務実績	20
1 総合法律支援の充実	20
(1) 総括	20
ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	20
イ 地方協議会の開催	21
ウ 常勤弁護士の確保	21
(2) 情報提供・関係機関連携強化	24
ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	24
【資料34】「各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等」	
イ 連携指数の上昇	24
【資料35】「平成18年度地方協議会開催一覧」	
(3) 民事法律扶助	25
民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	25
(4) 国選弁護人確保	26
ア 弁護士に対する説明会の実施	26
イ 常勤弁護士の採用・常駐	27
(5) 司法過疎対策	27
ア 地域事務所の設置	27
イ 常勤弁護士の巡回	28
(6) 犯罪被害者支援	29
2 業務運営の効率化	30
(1) 総括	30
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	31
ア コールセンターの設置	31
イ 関係機関・団体データベースの活用等	31
(3) 民事法律扶助・国選弁護人確保	32
ア 常勤弁護士採用のための基盤整備	32
イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	32
ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備	33
エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施	34
オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組	34
(4) 司法過疎対策	35

3 提供するサービスその他の業務の質の向上	35
(1) 情報提供	35
ア F A Q の充実等	35
【資料36】「地方事務所におけるアンケート結果」	
イ 即日中の情報提供	36
【資料37】「地方事務所の窓口対応専門職員」	
(2) 民事法律扶助	36
ア 援助審査の合理化	36
イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供	37
ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	37
(3) 国選弁護人確保	37
ア 関係機関との定期的な協議	37
イ 指名通知に関する目標時間の設定等	38
ウ 国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施	39
(4) 犯罪被害者支援	39
ア 地方事務所の職員に関する事項	39
イ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取に関する事項	41
ウ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保に関する事項	43
エ 民事法律扶助制度の利用に関する事項	43
(5) 司法過疎対策	44
(6) 関係機関連携強化	44
4 予算、収支計画及び資金計画	44
5 短期借入金の限度額	44
6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	44
7 剰余金の使途	44
8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	45
(1) 施設・設備に関する計画	45
(2) 人事に関する計画	45
ア 常勤弁護士の確保状況等	45
イ 職員の確保状況等	46

以上

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援法に基づいて平成18年4月に設立され、半年間の準備期間を経て同年10月から業務を開始し、現在に至っている。平成18年度業務報告書である本報告書は、したがって、同年10月から平成19年3月までの6か月間における業務の実績と成果を取りまとめたものである。

現在、日本の社会は、市民が行政の保護の客体として暮らす「事前規制型」社会から、市民が社会の主体的な構成員として暮らし、様々な紛争についても、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る「事後救済型」社会へと変わりつつある。支援センターは、こうした社会の変化に伴って、「法による紛争の解決」が一層重要となることから、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して設立された法人であり、その業務の目標は、司法を利用者にとって身近なもの、使いやすいものとすること、とりわけ、解決すべき問題をかかえながら、解決のための道筋が見つけられない方々のために、法による解決に向けた道しるべとしての役割を果たすことにある。

そのような位置づけのもとで設立された支援センターは、設立後の半年間において、全国に地方事務所を配置して、業務開始に向けた人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規定類を整備し、平成18年10月から、コールセンターをはじめとする全国の事務所で業務を開始し、様々な試行を重ねつつ、初年度における業務を終えた。本報告書は、こうした準備作業の概要を含め、支援センターの初年度における業務の実績と成果を報告するものである。

Ⅱ 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務

資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う業務。

ウ 国選弁護関連業務

国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の支払いなどを行う業務。

エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がいない、法律サービスへのアクセスが容易でない地域において、支援センターに勤務する「常勤弁護士」が常駐又は巡回し、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務

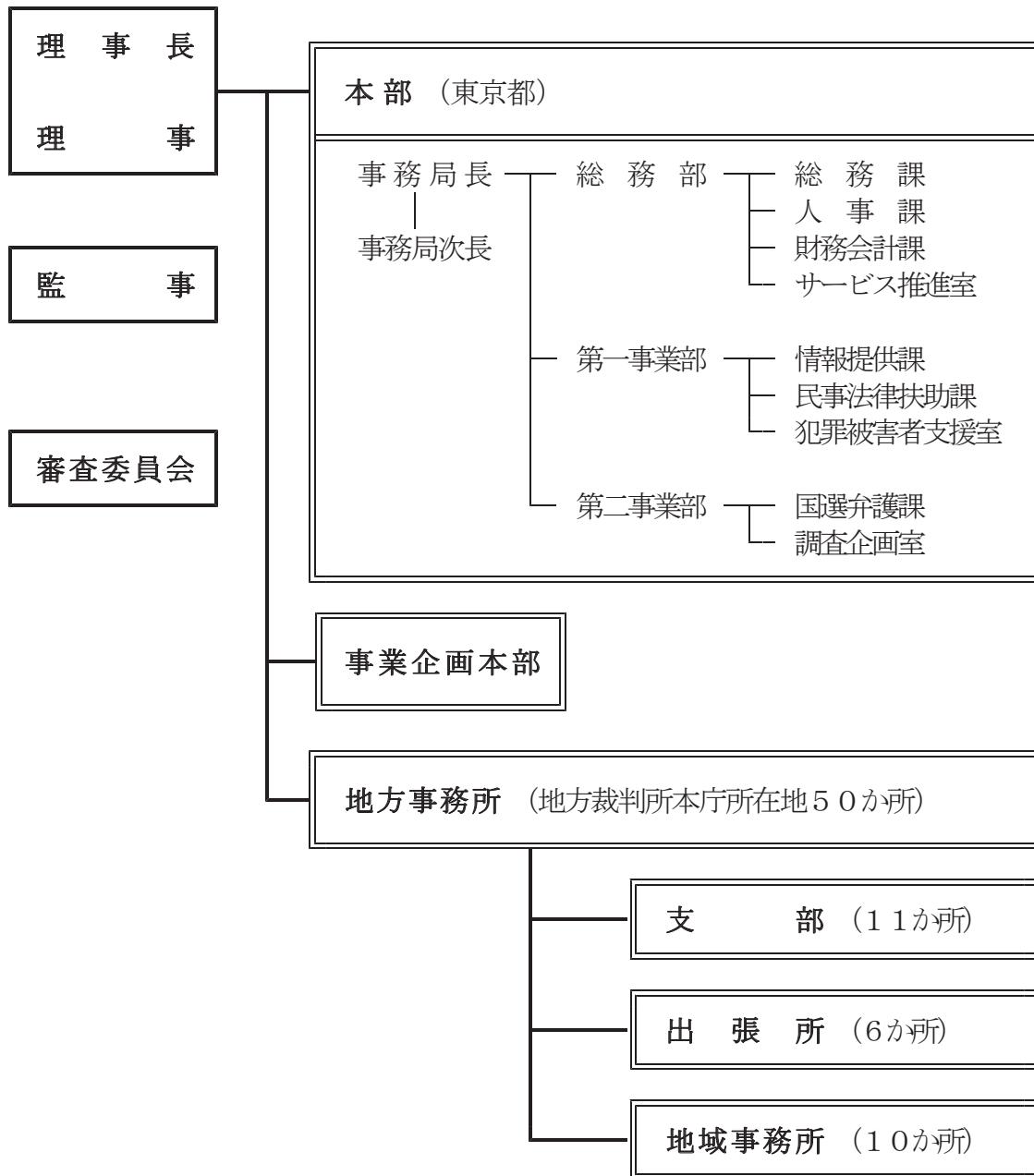
犯罪の被害にあわれた方や、ご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るために制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

国、地方公共団体等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務（平成18年度は実績なし。）。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成19年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】「日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地一覧」

3 法人の沿革

平成18年4月10日 日本司法支援センター設立

※ 日本司法支援センターの業務開始までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】「日本司法支援センター業務開始までのあゆみ」

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5千1百万円（政府全額出資）

7 役員の状況

理事長	金 平 輝 子	(平成18年4月10日就任)
-----	---------	----------------

理事（常勤）	寺 井 一 弘	(リ)
--------	---------	-------

同 (非常勤)	軍 司 育 雄	(リ)
---------	---------	-------

同 (リ)	岩 瀬 徹	(リ)
---------	-------	-------

同 (リ)	西 川 元 啓	(リ)
---------	---------	-------

監事 (非常勤)	馬 場 義 宣	(リ)
----------	---------	-------

監事 (リ)	羽 田 悅 朗	(リ)
----------	---------	-------

8 職員の状況

常勤職員数 397名（平成19年3月31日現在）

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画の作成

平成18年4月10日、法務大臣から、同日から平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を指示された。これを受け、支援センターは、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、同月14日、その認可申請を行った。日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審議等を経て、同月28日、中期計画は認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

ア 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68機関以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

イ 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。

- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。
- ウ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 情報データベース及びF A Q (Frequently Asked Question (よくある質問と答)) データベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大すること。
 - 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
 - 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
 - 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
 - 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
 - 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
 - 地方事務所単位で、連携関係にある全ての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上（裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上）、協議を行うこと。

2 平成18年度日本司法支援センタ一年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成18年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、7月31日、法務大臣に届け出た。その概要は以下のとおりである。

- ア 総合法律支援の充実のための措置に関する事項
 - 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
 - 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすること。
 - 地方事務所単位で、平均68機関以上の機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指數の算出方法に関する検討を行うこと。

- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
- 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築すること。

イ 業務運営の効率化に関する事項

- 東京都にコールセンターを設置し、情報提供業務を一元的に行うこと。
- 常勤弁護士確保のために、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を1回以上実施すること。
- 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。

ウ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。
- コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
- 民事法律扶助の援助審査の方法を合理化すること。
- 各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
- 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。

IV 平成18年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

平成18年度は、支援センターの設立初年度であったことから、業務開始を周知するとともに、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために様々な広報活動を行った。

さらに、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置するとともに、「苦情等取扱規程」を定め、利用者のご意見等について、本部及び全国の地方事務所で統一的に取扱うための態勢整備を図った。

また、組織横断的に業務改善に向けた検討を行うため、本部内に業務改善推進ワーキンググループを設置した。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体等との連携を強化するため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士である（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）。

平成18年度に採用した常勤弁護士は、合計24名であり、【資料3】のとおり、合計22か所の事務所に配置した。

【資料3】「常勤弁護士配置先一覧（平成18年度）」

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院等の協力を得て、平成18年度に、合計40回余りにわたり、のべ4000名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生等を対象として説明会を実施した。

また、日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新

制度を導入することとし、支援センターの常勤弁護士に強い関心・興味が見られる司法修習生を対象とした積極的なリクルートを行っている。

【資料4】「常勤弁護士就職説明会等実施状況」

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものである。なお、情報提供業務として、紛争の内容に応じて、勝訴の見込み等も含めて法的判断を行い、採るべき手段をアドバイスするといった法律相談は行わない。これは、支援センターが、関係機関・団体等とネットワークを作つて市民に法律サービスを提供できるようにする補充的なものだからである。ただし、民事法律扶助業務として一定の資力基準に当てはまる方に対する無料法律相談や、司法過疎対策として弁護士や司法書士がいないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域における有料での法律相談は行うことになっている。

およそ情報を提供する方法としては、大きく電話と面談という二つの方法が考えられるが、情報提供業務においても、主に両者の方法により情報を提供している。

イ 電話による情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性、今日における携帯電話の普及状況等を踏まえると、電話による情報提供のニーズは高い。そして、その利用数は、他の法的な相談窓口の調査、これまで行った電話による情報提供業務の試行の結果等から、相当数に上ると考えられる。

そこで、コールセンターを設置し、電話による情報提供を集中的・効率的に行うこととした。

つまり、法的トラブルを抱えて支援センターに問い合わせをしようとする方を、広報等によりできる限り電話に誘導し（パンフレット等において、「法的トラブルでお困りの方、まずは、0570-078374（おなやみなし）にお問い合わせください。専門のオペレーターが解決への道案内をします。」などと広報し）、全国一ヵ所に設けられたコールセンターで電話の対応をすることとした。コールセンターにおいて、電話に出るのは、オペレーターである。オペレーターは、FAQや関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な関係機関・団体等の情報を提供する。業務開始当初、このFAQを、地方公共団体、警察等

に寄せられている相談案件を分析し、1,514問用意した。ただし、その相談案件は、既存の地域に密着し根付いた相談やあっせん、仲裁等を行う法律相談窓口に寄せられたものであるのに対し、支援センターの行う情報提供は、全くの新規業務であり、かつ、法律相談まで行わない等の特殊性があるので、当初から十全なFAQというわけではない。そのような事情等から、オペレーターには、法的知識や相談経験を有する消費生活相談資格者(地方公共団体の消費生活センター等で働くための消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー・コンサルタントといった資格を持った者)を主に採用することとした。

情報提供自体は無料である。電話代は、利用者の負担となるが、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用することができる。電話番号は、一般用として「0570-078374（おなやみなし）」という覚えやすい番号を用意している。

また、仕事等を持った市民も利用しやすいように、平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで受け付けている。

さらに、複雑困難な法律問題にも対応することができるよう、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に弁護士が常駐しており、オペレーターに法律的なアドバイスを行ったり、新規のFAQの作成を行ったりしている。

なお、平成18年度のコールセンターにおける情報提供の概要は、【資料5】ないし【資料8】のとおりである。

【資料5】「平成18年度受電件数の推移」

【資料6】「平成18年度受電内容の推移」

【資料7】「平成19年3月における相談分野の概要」

【資料8】「平成19年3月における関係機関紹介状況」

ウ 面談による情報提供

情報提供は、広報等によりできる限り電話に誘導することとしているが、地方の関係機関・団体の相談窓口の実情等を考慮しなければ案内できないような問い合わせ、電話では要領を得ないような問い合わせ、契約書等を見なければ回答できないような複雑な問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者のお近くの地方事務所を紹介し、窓口に誘導することにしている。また、電話することなく事務所を訪れる方、身近な地方事務所に直接電話をかけてこられる方も相当数おられる。そこで、窓口職員にも、オペレーターと同様、消費生活相談資格者等を主たる給源とする者を当てている。

また、利用者の利便性を考慮し、地方事務所の情報提供窓口は予約優先

制とした。そのようにすることが、情報提供の効率化にもつながることとなる。

エ その他の方法による情報提供

近年のインターネット及びこれを利用したメールの普及にかんがみ、平成19年に入ってからメールによる情報提供も行っている。また、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約300問と関係機関・団体データベースについてもホームページで公開している。その他、コールセンターが業務を行っていない時間帯には、その間に業務を行っている関係機関・団体の相談窓口を紹介する音声・ファックス応答サービスも行っている。

オ 関係機関との連携・強力関係

上記のとおり、情報提供業務の内容は、様々な法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。紛争の内容に応じて、勝訴の見込み等も含めて法的判断を行い、採るべき手段をアドバイスするといった法律相談は行わない。したがって、利用者は、支援センターの紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等を受け、トラブルの解消を目指すこととなり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と連携を図り、協力関係を構築する必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。すなわち、中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催を要望するなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体を招へいし、その場において、連携・協力関係構築に関する理解を求めるなどする必要がある。

また、関係機関・団体において、同所を訪れた専門分野外の利用者に対し支援センターを紹介しても、支援センターにおいては、主に関係機関・団体の紹介を行うことから、利用者はさらに他の機関・団体に行かなければならず、たらい回し感を与えかねない。そこで、関係機関・団体において、上記のとおり支援センターのホームページ上で公開している関係機関・団体データベースを利用し、直接、最適な相談機関を紹介することができるようになることが適切である。

さらに、利用することができる環境を整えるだけでは不十分であり、この点に関し、関係機関・団体に対する周知を徹底する必要がある。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び追行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3個の業務を主な柱とする。支援センターは、従来、財団法人法律扶助協会が民事法律扶助法に基づき実施してきたこの業務を、平成18年10月2日に同協会より承継したものである。

民事法律扶助による援助を受けようとする人は、各地の地方事務所、指定相談場所又は事務所相談登録弁護士若しくは事務所相談登録司法書士の事務所においてその申込を行い、資力の審査を経た後に法律相談援助を受ける。法律相談援助の結果、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、法律相談担当者により事件調書が作成され、地方扶助審査委員の審査に付される。援助要件としては、

- ① 申込者が資力に乏しい国民等であること
- ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

の3つがあり、①の資力基準については、業務方法書（平成18年5月25日法務大臣認可）別表1に具体的に定められている。

代理援助又は書類作成援助の開始決定がなされると、地方事務所長は、受任予定者契約又は受託予定者契約を締結している契約弁護士・司法書士の中から、受任者等となるべき者を選任し、業務方法書別表2に定める立替基準に従って決定した報酬及び実費を立替える。常勤弁護士が受任者となる場合には、その立替えに代えて、報酬及び実費に相当する額（代理援助負担金）を申込者が支援センターに支払うことを約してもらう。

事件の処理は、通常の私選事件と同様の手続でされるが、事件の着手時に着手報告が、終結時に終結報告が、受任者等より支援センターに対してなされる。被援助者は、立替金について、事件進行中も毎月一定額を郵便局の自動払込手続により償還することとなるが、生活保護受給者やこれに準ずる程度に生計が困難である者は事件終了まで償還の猶予を受けることができる。事件が終結すると、地方扶助審査委員の審査に付されて報酬金が決定される。事件の終結後も資力の回復が見込めない場合には、一定の要件の下で立替金・代理援助負担金の償還免除を受けることができる。

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成18年度の法律相談援助実施件数は64,837件、代理援助開始決定件数は32,768件、書類作成援助開始決定件数は2,024件であった。いずれも、直前の6か月間における財団法人法律扶助協会の実績と比べて増加している。また、同協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定

件数は一貫して増加傾向にある。地方事務所別に見れば、大都市圏にない地方事務所において、増加の程度がより大きい傾向が見られる。

【資料9】「援助申込状況、援助決定件数等状況」

【資料10】「最近5年間の援助決定件数の推移」

イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、本年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は8,523名、契約司法書士数（受託予定者契約）は3,463名となった。

【資料11】「契約弁護士数、契約司法書士数」

ウ 援助を受けた人の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が57%、男性が43%と、女性の比率が高い。

年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ満遍なく分布しているのに対し、女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い。

収入については、無収入の人が23.1%で、月額10万円以下の収入の人と合わせると38.2%を占める。また、生活保護受給者の割合は12.0%であった。

【資料12】「援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入、公的給付」

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が58.2%、次いで離婚事件が11.3%となっている。書類作成援助では94.1%が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成18年度にこれを行ったものが213件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが82.0%であり、敗訴は0.8%、調停不成立は1.3%であり、途中での取り下げ等を除くと援助を受けた大半の人が成功裡に解決している。

【資料13】「代理援助事件の事件別内訳」

【資料14】「書類作成援助事件の事件別内訳」

【資料15】「支払保証立担保実績」

【資料16】「代理援助事件の結果別内訳」

オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者及び受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。この申立ては、3名の地方扶助審査委員により構成される不服申立審査会で審理される。

上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し

再審査の申立てをすることができる。この申立ては、3名の本部扶助審査委員により構成される再審査委員会で審理される。

平成18年度の不服申立件数は119件、再審査申立件数は33件であった。

【資料17】「不服申立と再審査（結果別内訳）」

カ 立替金等の状況

平成18年度の代理援助に係る立替金合計は5,100,571,579円、書類作成援助に係る立替金合計は185,702,350円、法律相談援助に係る法律相談費合計は362,675,250円であった。なお、償還金は3,374,827,025円であった。

【資料18】「立替金残高表」

【資料19】「法律相談費」

【資料20】「代理援助立替金実績」

【資料21】「書類作成援助立替金実績」

キ 民事法律扶助事業の推移

財団法人法律扶助協会が昭和27年に民事法律扶助事業を開始してからの同事業の推移は、【資料22】及び【資料23】のとおりである。

【資料22】「民事法律扶助事業立替金及び償還金の推移（年度別）」

【資料23】「申込件数・援助決定件数・法律相談件数（年度別）」

(3) 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自分に弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は裁判官の職権により裁判所が弁護士を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

ア 弁護士との国選弁護人契約の締結

(ア) 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁

護士を「国選弁護人契約弁護士」という。) の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

(イ) 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款(平成18年5月25日法務大臣認可。以下「国選弁護人契約約款」という。)によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補の指名・通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準とその支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

(ウ) 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からのとりまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書のとりまとめを依頼し、弁護士会から申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書のとりまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人として推薦する弁護士についてのみ申込書のとりまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会による取りまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書のとりまとめを行っている旨を告げたうえで申込書を受理し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申

込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

一般国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成19年4月1日時点で10,733名となり、これは全国の弁護士数の約45%に相当する。

【資料24】「国選弁護人契約弁護士数の推移」

イ 国選弁護人候補の指名・通知

支援センターの地方事務所は、指名・通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所から国選弁護人の候補者の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名・通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所から国選弁護人候補の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名・通知業務を行う場合は、指名・通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指名の手順に従って指名することについての打診を行い、弁護士の承諾を確認したうえで、国選弁護人候補として指名し、裁判所に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成18年10月から平成19年3月までの裁判所からの指名・通知要請の合計件数は41,153件（うち被疑者国選弁護は3,436件、被告人国選弁護は37,717件）であり、1か月当たりの平均件数は6,858件（うち被疑者国選弁護は572件、被告人国選弁護は6,286件）である。

【資料25】「国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）」

ウ 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

(ア) 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という。）に基づき算

定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定としては、刑の輕重（事件の重大性）、手続が整理手続に付されたか否か（事案の困難性）の2つの要素に基づいて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件（裁判員裁判対象事件）の5つの類型に区分され、各類型ごとにさらに整理手続の有無による区分がされている。そして、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、賃写枚数が200枚を超える部分について記録賃写費用、遠距離の移動を要したときに遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊費、通訳人費用が支給される。

なお、報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、平成19年3月19日に、その変更に対する法務大臣の認可を受け、同年4月1日からは変更後の約款が施行されている。

【資料26】「国選弁護報酬基準の概要」

(イ) 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から5日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、5日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定件数は、業務開始直後の平成18年10月末時点では、多くの事件が事件終了に至っていないため、同月分の被疑者国選弁護が227件、被告人国選弁護が232件であった。その後、被疑者国選弁

護の算定件数は、平成18年11月が660件、同年12月が606件、平成19年1月が439件、同年2月が561件、同年3月が553件と推移している。これに対し、被告人国選弁護の算定件数は、平成18年11月が2,758件、同年12月が5,912件、平成19年1月が4,619件、同年2月が6,099件、同年3月が6,733件と推移している。被告人国選弁護の総件数29,399件について、審級別に見ると、第一審は即決事件が1,612件、簡易裁判所事件が4,053件、家庭裁判所事件が109件、地方裁判所事件が17,939件であり、控訴事件が1,983件、上告事件が657件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成18年10月から平成19年3月までの不服申立件数は、合計136件である。

【資料27】「被疑者・被告人別算定件数」

【資料28】「国選弁護人報酬等算定件数（審級別）」

【資料29】「国選弁護人報酬等に対する不服申立件数」

(4) 司法過疎対策

平成18年度に司法過疎対策として設置した地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号17から22のとおり、合計6か所に事務所を設置し、常勤弁護士各1名を常駐させている。

また、【資料30】のとおり、平成18年度に旭川地方事務所と岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である旭川地方裁判所稚内支部、岐阜地方裁判所御嵩支部管内を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱う試行をした。

【資料30】「常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況」

(5) 犯罪被害者支援

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を持った担当者が、お電話をくださった方に二次被害を与

えることがないよう、心情に配慮しながら情報提供を行った。

平成18年度におけるコールセンターへの問い合わせ月別件数等の実績は、【資料31】及び【資料32】のとおりである。

【資料31】「コールセンターにおける問い合わせ件数」

【資料32】「犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪・刑事事件」の問い合わせに係る紹介先」

また、支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、また、精通弁護士の選定・紹介業務を行った。「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせは、全国で715件、精通弁護士の紹介は97件であった。

【資料33】「地方事務所における「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせ件数」

V 平成18年度における業務実績

1 総合法律支援の充実

(1) 総括

ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

一年度計画内容－

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成18年度は、支援センターの設立初年度であったことから、業務開始を周知するとともに、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために様々な広報活動を行った。

平成18年度に行った広報活動は、新聞・ラジオ・交通広告等のマスメディアを利用した広報活動と、パンフレット・リーフレット・グッズ等をツールとする地方公共団体・関係機関等への働きかけによる広報活動等に大別される。

まず、マスメディアを利用した広報活動としては、業務開始の10月2日前後を重点的に、新聞廣告・ラジオ廣告及び交通廣告を全国各地で行ったほか、業務開始日前後において、理事長ほか各地の地方事務所長が業務開始の記者会見を行ったことなどにより、各地のマスメディアにおいて業務開始が報道された。

また、地方公共団体・関係機関等への働きかけによる広報活動としては、本部においては、高齢者・障害者・福祉関係等の関係機関をはじめ、様々な機関に直接赴き、機関誌等への紹介記事掲載やパンフレット・リーフレット等の備え置きなどを依頼したほか、全国の各地方事務所においても、地方公共団体等の関係機関に対し、広報活動への協力を依頼し、自治体広報誌への紹介記事掲載、リーフレットの備え置きなどの、地道な広報活動に力を入れた結果、関係機関等の理解が深まるとともに、業務内容の国民への周知を行うことができた。

なお、関係機関等への広報活動を行うに当たっては、法務省の支援のもと、「総合法律支援関係省庁連絡会議」等を通じて、支援センターの広報周知について各種機関・団体に協力依頼を行うことができた。

さらに、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置するとともに、「苦情等取扱規程」を定め、利用者のご意見等について、本部及び全国の地方事務所で統一的に取り扱うための態勢整備を図った。また、組織横断的に業務改善に向けた検討を行うため、本部内に業務改善推進ワーキンググループを設置した。なお、サービス推進室では、利用者のご意見等の収集・分析のほか、高齢者や障害者など、業務運営において特に配慮を要する方々へのサービス提供のあり方についての企画・立案も行うこととした。

イ 地方協議会の開催

－年度計画内容－

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成18年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体等との連携を強化するため、全国の地方事務所等において、業務開始日前後を中心として、各地方事務所とも、年度内に1回以上、地方協議会を開催することができた。

いずれの地方協議会においても、支援センターの業務に関する活発な協議が行われ、支援センターの業務内容に対する理解が深まるとともに、関係機関・団体等との連携の確保・強化につながった。

ウ 常勤弁護士の確保

(ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

－年度計画内容－

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研

修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。

【資料4】のとおり、平成18年4月10日の業務開始後、平成19年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院等の協力を得て、合計40回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

また、支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、同ホームページにアクセスした常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

常勤弁護士就職説明会等において説明している常勤弁護士の業務内容、採用情報等についての概要は以下のとおり。

① 常勤弁護士の業務内容

常勤弁護士は、日本全国に展開する支援センターの地方事務所、支部又は地域事務所に勤務し、利用者である国民に対し、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎地域における有償による法律サービス提供等を行います。

② 常勤弁護士の意義

今、時代は、司法制度改革の真っ只中になります。

平成18年10月、支援センターの業務開始と同時に、被疑者国選弁護制度（法定合議事件等）、即決裁判制度が始まり、平成21年度には、被疑者国選弁護制度が拡充され（必要的弁護事件）、さらには、裁判員制度が始まります。

民事法律扶助の担い手について、従来より、地域による格差が指摘されてきました。

弁護士が都市部に集中し、法的トラブルに巻き込まれても近くに弁護士がないか十分でないために、弁護士に依頼することができない地域が存在する、いわゆる司法過疎の問題もなかなか解消されません。

支援センターは、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現」を目指しています（総合法律支援法第2条）。その重要な担い手となるのが常勤弁護士なのです。

③ 常勤弁護士の魅力

○ 裁判員制度を始め、司法制度改革の最先端を担うことが期待されています！

○ 地域に密着しながら市民の身近なところで法律サービスを提供で
きます！

○ 充実した研修、バックアップ体制があなたをサポートします！

○ 全国に赴任する常勤弁護士同士のネットワークができます！

○ 全国各地の法曹と触れ合うことができ、幅広い経験ができます！

○ 法律事務所の経営を気にすることなく、仕事に打ち込むことがで
きます！

④ 地位・身分・給与・保険

雇用類似の契約関係に立ち、支援センターから給与（同期の裁判官
・検察官と同等）が支給されます。厚生年金、健康保険、雇用保険、
労災保険あり。

⑤ 職務の独立性の確保

常勤弁護士は、法律事務の取扱いにおいて、支援センターから独立
して職務を行い、事件処理について指揮命令を受けません。

⑥ 住居

2LDK又は3LDKの宿舎を支援センターが借り上げ（敷金・礼
金は法テラス負担）、入居する常勤弁護士は一定の使用料を負担しま
す。常勤弁護士自身が賃借した住居に一定の住居手当が支給される方
法もあります。

⑦ 事務処理上の経費

事務所賃料、事務職員の給与、書籍、備品費、交通費など、事務処
理上の経費を支援センターが負担します。

(イ) 常勤弁護士についての任期設定

一年度計画内容－

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、
実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新
可能とする。

常勤弁護士の任期については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、実務経験年数が10年未満相当の者について任期3年、実務経験年数が10年以上相当の者について任期2年とし、それぞれ2回までその任期を更新することができるものとしている。

また、実務経験年数が10年未満相当であった常勤弁護士が、その任期中に実務経験年数が10年以上相当となった場合において、特に必要と認めるときは、その任期をさらに更新できることとし、更新後の任期

を2年とし、かつ、3回まで更新できるものとしている。これにより、実務経験年数が10年未満相当であった常勤弁護士が、任期更新により常勤弁護士として十分な実務経験を積み、裁判員制度の扱い手や若手常勤弁護士に対する指導者として相応しい立場となった場合等において、柔軟に任期更新を可能とする枠組みとなっている。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

－年度計画内容－

平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,163、各地方事務所平均143.3、窓口数にして全国合計24,078、各地方事務所平均481.6件のデータを関係機関データベースに登載した。

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口数については【資料34】のとおりである。

【資料34】「各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等」 イ 連携指数の上昇

－年度計画内容－

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 連携指数の算出方法に関する検討を行う。

(ア) 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成18年6月22日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。

(イ) 地方協議会の開催

全地方事務所において、平成18年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催した。開催日時、参加者数については、【資料35】のとおりで

ある。

【資料35】「平成18年度地方協議会開催一覧」

(ウ) 連携指数

支援センターと相談窓口設置機関・団体との連携方法には、以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自ら行う。

② 取次

利用者からの電話をいったん切り、内容をレポートにまとめ、そのレポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約代行

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、番号が大きくなるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言える。そこで、連携指数の算出方法を検討するに当たっては、この点を重視し、①の場合には1をかけることとし、②の場合には3をかけることとし、③の場合には5をかけることとし、④の場合には8をかけることとした。

連携指数の算出方法は、以下のとおりである。

$$((\text{「紹介」窓口数} \times 1 + \text{「取次」窓口数} \times 3 + \text{「転送」窓口数} \times 5 + \text{「予約」窓口数} \times 8) \div \text{窓口数}) \times 4$$

(3) 民事法律扶助

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

一年度計画内容－

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成18年度に常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】

のとおり、合計22か所であるが、このうち、熊谷、下妻、松本、佐世保の地域事務所（【資料3】番号13～16）は、主として民事法律扶助事件と国選弁護事件を取り扱う事務所（以下「扶助国選対応地域事務所」という。）である。これらの扶助国選対応地域事務所は、地裁支部管内の人口、国選弁護事件数等に照らし、想定される民事法律扶助・国選弁護事件数が多く、かつ、実働弁護士1人当たりの年間受任件数が大きい地域のうち、単位弁護士会・地方自治体等関係機関の支援体制等を考慮して、地域事務所を設置し常勤弁護士各1名を常駐させることとしたものである。

地方事務所本所と支部については、管内人口、民事・刑事の事件数、常勤弁護士の法曹実務経験年数や配置についての希望、地元の支援体制等を考慮して、常勤弁護士を配置することとし、東京・多摩支部、埼玉、茨城、静岡、京都、滋賀、岐阜、鳥取、福島、青森、旭川、香川の各本所に常勤弁護士各1ないし2名を常駐させている（【資料3】番号1～12）。

なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、V・1・(5)・イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱う試行をした。

また、本年度末時点における契約弁護士・司法書士数は【資料11】のとおりであり、弁護士総数に対する受任者契約弁護士の割合は36.8%、司法書士総数に対する受託者契約司法書士の割合は18.8%であった。事業開始初年度としては、概ね円滑に契約弁護士・司法書士が確保できたと評しうるが、地域によっては、今後事業の円滑な実施のため一層契約弁護士・司法書士の確保に努めなければならない場合もある。

(4) 国選弁護人確保

ア 弁護士に対する説明会の実施

－年度計画内容－

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

支援センターの地方事務所は、業務開始前に弁護士会主催の説明会に参加し、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容についての説明を行った。これと並行し、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書として「国選弁護関連業務の解説」を支援センター本部において作成し、各単位会を通じ、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布した。

また、支援センター本部において、業務の内容や報酬の算定方法等についてわかりやすく解説した広報用ビデオを作成し、弁護士会等の関係機関に宛てて配布し、関係機関における説明会等での利用に供した。

国選弁護人契約を締結する際の契約書のとりまとめについては、ほぼすべての弁護士会から協力を得ることができた。契約書のとりまとめの方式としては、弁護士会の推薦者のみをとりまとめる方式と、契約希望者の仲介を行う方式などがあるが、多数の弁護士会において、推薦者の取りまとめを行う方式が採られた。

事件の配てん名簿の調製に関しても、各地の実情に応じた協議がなされ、ほぼ全弁護士会の協力を得た上で、名簿の作成が行われている。

イ 常勤弁護士の採用・常駐

－年度計画内容－

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成18年度に常勤弁護士を配置した地方事務所本所、支部、扶助国選対応地域事務所は、V・1・(3)「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである（【資料3】番号1～16）。

また、岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、V・1・(5)・イ記載のとおり、国選弁護の受け手となる弁護士が特に少ない地域である岐阜地方裁判所御嵩支部を巡回し、主として国選弁護事件を取り扱う試行をした。

(5) 司法過疎対策

ア 地域事務所の設置

－年度計画内容－

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎対応地域事務所」という。）は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか

1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(iii)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成18年度に常勤弁護士を配置した法テラスの事務所は、【資料3】のとおり、合計22か所であるが、このうち、司法過疎対応地域事務所は、①新潟県の佐渡地域事務所、②鳥取県の倉吉地域事務所、③長崎県の壱岐地域事務所、④鹿児島県の鹿屋地域事務所、⑤北海道・函館の江差地域事務所、⑥高知県の須崎地域事務所の6か所である（【資料3】番号17～22）。

いずれの司法過疎対応地域事務所においても、常勤弁護士各1名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

イ 常勤弁護士の巡回

－年度計画内容－

上記アの地域に近接する地方事務所に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、試行する。

旭川地方裁判所稚内支部（以下「稚内支部」という。）は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であり、また、同裁判所管内の4支部（稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部）の中でも本庁所在地から最も遠方で民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域であることから、常勤弁護士が稚内支部を巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供する試行をすることとし、稚内支部に近接する旭川地方事務所（【資料3】番号11）に配置した常勤弁護士が、稚内支部を巡回することにより、民事法律扶助事件、4号有償事件を取り扱っている。

旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部に対する平成18年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。なお、旭川地方裁判所名寄支部・留萌支部・紋別支部の3支部も、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、平成18年度の巡回試行状況を踏まえて、平成19年度以降、稚内支部に加え、上記3支部についても常勤弁護士が巡回することにより、法律サービス提供を順次行っていくことが今後の課題である。

また、岐阜地方裁判所御嵩支部も、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であり、また、国選弁護事件数等に比してその受け手となる弁護士が特に少ない地域であることから、常勤弁護士が御嵩支部を巡回して国選弁護事件を中心とした法律事務の取扱いの試行をすることとし、御嵩支部に近接する岐阜地方事務所（【資料3】番号7）に配置した常勤弁護士が、御嵩支部を巡回することにより、国選弁護事件、4号有償事件の法律サービス提供を行っている。

岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士の御嵩支部に対する平成18年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。

(6) 犯罪被害者支援

－年度計画内容－

地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築する。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、全地方事務所（50地方事務所）において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会（注）」に加盟申し込みを行い、うち44地方事務所が同協議会総会等において承認を得た（その余の地方事務所は加盟手続中）。

（注）各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして、全都道府県に設置されている。同協議会では、定期的に総会・幹事会等の会合を開催しているほか、各構成機関・団体等の連携・協力により、犯罪被害者のニーズに対応した支援活動を行っている。

2 業務運営の効率化

(1) 総括

－年度計画内容－

- ・支援センターは、その設立・業務開始時から、業務の効率的運営という観点から、以下の取組を実施する。
 - ・国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護人確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化（→A）
 - ・常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化（→B）
 - ・業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化（→C）
- また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。（→D）
- ・総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。（→E）

上記A及びBについては、総合法律支援法自体がそのような枠組みを採用している。支援センターとしても、これを前提に、業務方法書、各種規程等を策定し、業務を遂行していることは、本報告書に記載しているとおりである。

Cの職員の雇用形態及び給与体系等についてであるが、支援センターでは、業務内容に応じて、様々な雇用形態を導入している。各地方事務所の窓口等で情報提供を担当する専門職員については、非常勤職員として、多様な人材を確保しているし、常勤弁護士について任期制を採用していることは前記のとおりである。

常勤職員の給与については、国家公務員の給与構造改革により導入された新たな国家公務員の給与体系を導入している（国家公務員については現在新制度への移行期間中）。したがって、支援センター常勤職員の国家公務員との給与水準の比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は相当程度低

いものとなっている（対国家公務員（行政職（一））比較指標 88.9）。

Dの業務・システム調達についてであるが、支援センターの業務システムは、法務省が準備段階において、一般競争入札により契約したものであり、効率的な調達を行っている。支援センターの会計規程では、国と同様、一般競争入札による契約を原則としており、競争的手法の導入による経費の効率化を図っている。業務開始に向けて、全国の各事務所の執務環境を整備（内装工事、備品等の配備）するに当たっても、契約金額が少額な案件等を除き、一般競争入札の手法を採用して経費削減に努めた（事務所の執務環境整備等のために一般競争入札を実施した契約は合計98件）。

Eについては、業務開始初年度である平成18年度は、各種事業を円滑にスタートさせることこそが第一の課題であったが、総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、下記(2)及び(3)に記載したとおり、各業務ごとの効率化を図った。

それにとどまらず、効率的かつ円滑な業務遂行のためには、業務運営体制を適時適切に点検することが必要であり、現場を担う地方事務所関係者との打合せ等を通じ（注）、全国の事務処理状況の把握に努めた。

（注）平成18年度中に開催された主な会議等

- ・ 全国地方事務所長会議2回（於：東京）
- ・ 地方事務所長等ブロック別協議会2回（於：東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）
- ・ 地方事務所事務局長研修（於：東京）

（2）情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

ア コールセンターの設置

－年度計画内容－

東京都にコールセンターを設置し、業務開始時から、電話による情報提供を一元的に行う。

支援センターは、平成18年10月2日から業務を開始したが、同日より、東京都中野区内に設置したコールセンターにおいて、電話による情報提供を一元的に行っている。

イ 関係機関・団体データベースの活用等

－年度計画内容－

- ・ 支援センターのホームページに関係機関・団体データベースを利用することができるシステムを設け、マニュアルを作成し、関係機関・団体

に配布する。

- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

- ・ 平成19年1月30日から、支援センターのホームページ上において、関係機関・団体データベースを利用することができるようとした。また、同データベースの操作方法に関する説明も合わせホームページで公開し、その利用を促している。
- ・ V・1・(2)・イ・(1)記載のとおり、全地方事務所において地方協議会を開催したが、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めるよう努めた。

(3) 民事法律扶助・国選弁護人確保

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

－年度計画内容－

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、司法研修所の協力を得て、司法研修所教官及び実務修習指導担当者の法曹三者に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施し、常勤弁護士募集・採用に関する協力を依頼した（【資料4】番号11、12、13、17参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、平成18年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を編集・印刷し、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対して、約2,000部の配布を行った。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

－年度計画内容－

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成18年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士を対象として行った説明会の実施状況については、V・1・(1)・ウ記載のとおり（【資料4】参照）。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

－年度計画内容－

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

平成18年度に常勤弁護士が配置された地方事務所・支部、扶助国選対応地域事務所は、合計16か所である（【資料3】番号1～16）。

地方事務所・支部、扶助国選対応地域事務所（以下「地方事務所等」という。）に配置された常勤弁護士は、民事法律扶助事件・国選弁護事件の取扱いを主な業務としており、これらの業務に専念し十分に活動できるようにするため、常勤弁護士に対する民事法律扶助事件、国選弁護事件の配点ルールについての目安を定め、事件の配点を行っている。一方、常勤弁護士が過重な事件受任状態に陥らないように留意し、事件の難易、継続事件の負担の程度等を考慮して、適宜、柔軟な対応を探るものとし、また、地域の実情に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護事件の件数のバランスを調整することとしている。

【地方事務所等に配置された常勤弁護士に対する民事法律扶助事件・国選弁護事件の配点の目安（抜粋）】

（i）民事法律扶助事件について

当該地裁支部管内の法律相談援助を、1か月に4コマ程度（相談件数で10ないし20件程度）配点し、代理援助に移行した場合は引き続き受任する。

（ii）国選弁護事件について

当該地裁支部管内の被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件を合わせ、国選弁護事件を1か月に8件程度配点する（被疑者国選弁護事件から被告人国選弁護事件に移行した場合も、新件1件として数える。）。

また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成し、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部事業企画本部において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワ

ーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を導入し、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザリースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

－年度計画内容－

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を平成18年度に1回以上実施する。

平成18年度に常勤弁護士内定者に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、以下のとおり。

【平成18年度常勤弁護士内定者研修】

平成18年9月、支援センター本部において実施した。

研修内容
司法制度改革と法テラスの存在意義
支援センター中期計画、業務方法書、法律事務取扱規程の解説、国選弁護関連業務の解説
今後の刑事司法に期待されるスタッフ弁護士の役割
刑事弁護実務
犯罪被害者関連実務
民事法律扶助業務の解説
常勤弁護士の業務手順の解説

オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

－年度計画内容－

- ・国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明などに活用する。
- ・一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」を作成し、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布した。

また、各地方事務所において、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する配てん方法を検討した。

平成18年度において一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名・通知がなされた事件の件数は合計約40件であり、これらはいずれも2件の即決被告事件を対象に一括国選弁護人契約が締結されたものである。

(4) 司法過疎対策

－年度計画内容－

1(5)の地域において、当該地裁支部管内的人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成18年度に設置した司法過疎対応地域事務所の設置状況については、V・1・(5)・ア記載のとおりである（【資料3】番号17～22）。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 情報提供

ア F A Qの充実等

－年度計画内容－

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ F A Q、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

- ・ 業務開始日の平成18年10月2日には、1,514問だったF A Qが、その後コールセンターに寄せられた問い合わせの分析、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえ日々作成した結果、平成19年3月31日には、2,072問になった。
- ・ また、このようにF A Q增加の結果、検索スピードが落ちていないかオペレーターに対してアンケート調査を実施するなどして、検索スピー

ド等のテストを行い、使い勝手の良さを維持した。

- ・ コールセンターにおいては、平成19年2月5日から28日までの間、利用者に対しアンケート調査を行い（受電件数14,654件中688件回答。有効回答率4.7パーセント）10段階評価で9.2の満足度の評価を得た。また、地方事務所においては、同年3月19日から31日までの間、同調査を行い（総件数4,088件中1,231件回答。有効回答率36.5パーセント）、10段階評価で9.2の満足度の評価を得た。各地方事務所ごとのアンケートの結果は、【資料36】のとおりである。

【資料36】「地方事務所におけるアンケート結果」

イ 即日中の情報提供

－年度計画内容－

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置する。
- ・ 地方事務所の情報提供窓口は、予約優先制とし、来訪する利用者の利便性を高めるとともに、効率的に情報提供することができるようとする。

- ・ 窓口対応専門職員には、上記消費生活相談資格者、司法書士、裁判所・法務局OB等を主に採用した。各地方事務所における採用状況は、【資料37】のとおりである。

【資料37】「地方事務所の窓口対応専門職員」

- ・ 業務開始日の平成18年10月2日から、地方事務所の情報提供窓口は予約優先制とし、利用者の利便性、情報提供の効率性を確保した。

(2) 民事法律扶助

ア 援助審査の合理化

－年度計画内容－

迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化する。

援助審査の合理化の具体的な方法としては、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とすること、②審査の開催頻度を増加すること、③書面審査を活用することがある。平成18年度においては、50地方事務所中47地方事務所で、これらの方法による援助審査の方法の合理化を行った。なお、その他の3地方事務所は少人数審査や

書面審査を既に行っているか、19年度からの実施を検討しているものである。

イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

－年度計画内容－

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

約半数の事務所において、犯罪被害者からの援助申し込みに対し、迅速に法律相談援助を提供するよう努めたり、専門的知見を有する精通弁護士を紹介するとともに、事案によっては民事法律扶助の手続きを行うなどの配慮を行った。しかし、平成18年度においては犯罪被害者からの援助申込み実績のない地方事務所がほぼ半数近くに及ぶなど、未だ犯罪被害者に対する援助制度自体が十分普及しているとは言い難い面があり、引き続き制度の周知に努力していく必要がある。

ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

－年度計画内容－

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

本年度、本部において、契約弁護士・司法書士向けのマニュアルとして「民事法律扶助業務の解説」を作成し、各地方事務所に配布した。各地方事務所においては、これを配布したり、説明会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士に対する研修を実施した。また、一部の地方事務所では弁護士会の説明会に担当者が出席し、説明を行うなども行った。

【実施状況】

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 解説書を契約弁護士・司法書士全員に配布した | … 42 地方事務所 |
| ② 法テラス主催の説明会を行った | … 19 地方事務所 |
| ③ 弁護士会主催の説明会に参加した | … 22 地方事務所 |
- ※ ①、②、③のそれぞれを実施した地方事務所もある。

(3) 国選弁護人確保

ア 関係機関との定期的な協議

－年度計画内容－

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成18年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われた。

【実施状況】

関係機関との協議を行った	55	地方事務所(支部を含む。)
行う予定	0	
行っていない	0	

(イ) 指名通知に関する目標時間の設定等

－年度計画内容－

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むほとんどの地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議のうえ、指名・通知の目標時間については、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めており、目標時間を定めていない地方事務所・支部はなかった。

【実施状況】

目標時間の設定

あり	55	地方事務所(支部を含む。)
なし	0	

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補の指名・通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における休日の指名・通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名・通知に至っており、業務時間外に指名・通知要請がされたなどの事情から当日中に指名・通知に至らないものについても、翌日には指名・通知が行われており、指名・通知要請を受けから24時間以内に指名・通知を行うという処理時間の目安に沿った運

用がなされている。

【実施状況】

目標時間の達成度合い

概ね達成できている	55地方事務所(支部を含む。)
半分ほど達成できている	0
達成できていない	0

ウ 国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施

一年度計画内容

地方事務所ごとに、平成18年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所で年度計画に基づく研修が実施された。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが18か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが36か所であった。センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

【実施状況】

研修を実施した 55地方事務所(支部を含む。)

(内訳)

- ① 解説書を配布した 55地方事務所
- ② 法テラス主催の説明会を行った 18地方事務所
- ③ 弁護士会主催の説明会に参加した 36地方事務所

※ ②と③の両方を実施した地方事務所もある。

実施しなかった 0

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員に関する事項

一年度計画内容

- ・ 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。
- ・ 職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

全国12箇所の大規模地方事務所(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫、愛知、広島、福岡、宮城、札幌)には、民間犯罪被害者支援

団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。

また、上記12箇所以外の地方事務所、また、上記の大規模地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、業務開始に当たり、犯罪被害者等の心情や対応上の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を受講した上で、業務を行っている。

平成18年度における犯罪被害者支援業務研修の内容は、下記のとおりである。

- 実施時期・場所（各日同一内容）
 - ・ 平成18年9月 3日（東京）
 - ・ 平成18年9月18日（東京、大阪、宮城、福岡）
 - ・ 平成18年9月25日（東京、大阪）
- 内容
 - ・ 犯罪被害者支援ビデオの視聴
 - ① 犯罪被害者による被害体験
 - ② 支援者から見た犯罪被害者支援
 - ・ 日弁連犯罪被害者支援委員会委員（弁護士）による講演
 - ① 日本における被害者支援の流れ
 - ② 被害者の心情等（二次被害について、精神的状況の変化、被害発生から年月の経過によるニーズの変化、多方面にわたる支援及び連携の必要性）
 - ③ 弁護士による被害者支援
 - ④ 被害者対応における問題点・留意点
 - ・ 法テラスが行う犯罪被害者支援業務の内容について説明

なお、コールセンターのオペレーターに対しても下記の研修を実施した。

- ① オペレーター全員に対する研修
 - 実施時期：平成18年8月18日、22日、25日（各日同一内容）
 - 内容：上記窓口対応専門職員研修と同様
- ② 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（I）
 - 実施時期：平成18年11月10日
 - 内容：問い合わせ対応における課題等について
- ③ 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（II）
 - 実施時期：平成19年1月18日
 - 内容：問い合わせ対応における課題等について

④ 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（Ⅲ）

実施時期：平成19年3月15日

- 内容：犯罪被害者への電話対応に係る留意点等について
また、地方事務所職員に対して、下記の研修を実施した。
- 実施時期：平成18年8月29日、9月5日（各日同一内容）
 - 内容：法テラスが行う犯罪被害者支援業務の内容及び地方事務所における窓口対応について

イ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取に関する事項

－年度計画内容－

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成18年度に1回以上設ける。

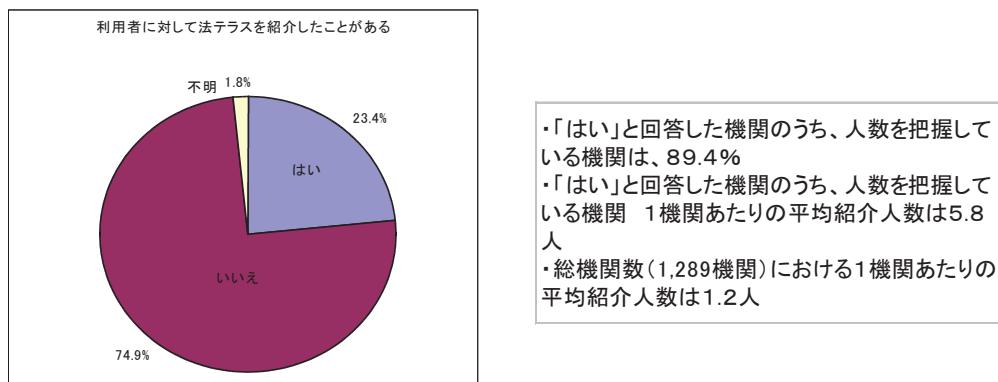
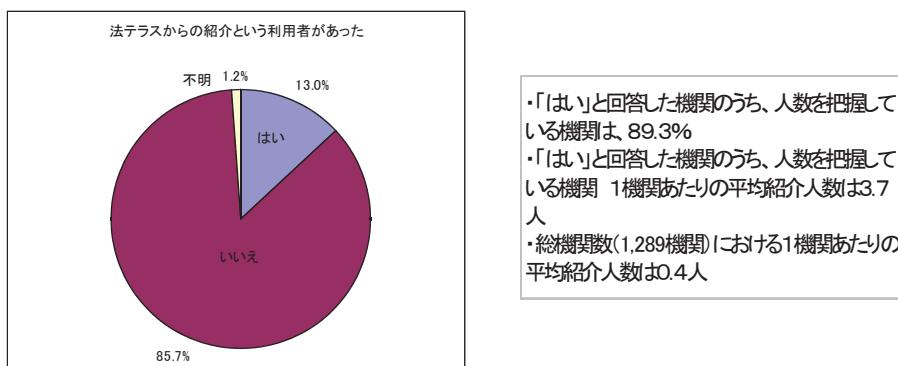
犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴取し、今後の業務のあり方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

- 実施時期：平成19年2月～3月
- 回答機関・団体数：1, 289（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）
- 実施方法：各地方事務所でアンケートを郵送
- 聽取項目
 - ① 支援センターが犯罪被害者支援業務を開始したことの周知状況
 - ② 支援センターの犯罪被害者支援業務の内容に関する周知状況
 - ③ 支援センターからの紹介による利用者の有無
 - ④ 利用者への支援センターの紹介状況
 - ⑤ 支援センターに関する課題
 - ⑥ 支援センターに期待する事項
 - ⑦ 支援センターに対する被害者の意見
 - ⑧ 支援センターのリーフレット活用等の可否
 - ⑨ 支援センターのURLをHPのリンク先に加えることの可否
 - ⑩ その他ご意見・ご要望

調査の結果、支援センターが犯罪被害者支援業務を開始したことについて、90.1%の関係機関・団体が認知していた。業務内容について尋ねたところ、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが69.7%、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて

知っていたものが 80.3%、精通弁護士の紹介を行っていることについての認知は 68.0% であった。業務の開始そのものは認知されているが、具体的な業務内容の認知度にはばらつきが見られる状況であった。また、複数の地方事務所から、「関係機関へは被害者支援連絡協議会等を通じて業務説明を行っており、一定の周知が図られているが、市民への周知が十分でなく、今後より一層の広報活動が必要」との指摘が寄せられた。

「支援センターからの紹介」により、関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったという回答は 13.0%、利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は 23.4% であった。



関係機関・団体から支援センター犯罪被害者支援業務に対する意見・要望としては、以下のような内容があげられた。弁護士によるサポートの充実と実務担当者会議の実施など、より緊密な連携関係を構築するための取組に期待している声が多く寄せられている。

- ・ 法的支援を必要とする被害者が多いが、弁護士へ相談するところまで辿り着けていない。弁護士の紹介に積極的に取り組んでもらいたい。
- ・ 二次被害を防ぐためにも、支援に精通した弁護士を紹介してほしい。
- ・ 実務担当者会議を実施し、顔が見えてお互いの役割が十分果たせるような連携関係を構築したい。
- ・ 各支援機関の支援内容を熟知した上で紹介をお願いしたい。

- ・ 支援を必要とする被害者に支援センターの存在が周知されるよう、積極的な広報が必要である。
- ・ 相談者にとって最適な機関を紹介することを期待する。
- ・ 法律相談や法律扶助の制度について、ワンストップで対応できる態勢を期待する。

ウ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保に関する事項

－年度計画内容－

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。

地方事務所長は、弁護士会会长からの推薦を受け、精通弁護士名簿を作成している。同名簿登載者は、以下の(ア)又は(イ)に該当する弁護士であり、平成19年3月31日現在、全国で1,185名である。

(ア) 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士

- ① 犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
- ② 弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動

(イ) 日弁連、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士 犯罪被害者やご家族からのお問い合わせに応じ、全国の地方事務所で合計97件の紹介を行った。

エ 民事法律扶助制度の利用に関する事項

－年度計画内容－

損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

支援センターにお問い合わせいただいた犯罪被害者等が、損害賠償による被害回復を求める際には、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用について案内するよう取り組んでいる。その上で、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、地方事務所の民事法律扶助担当窓口の紹介又は転送を行っている。

また、精通弁護士の紹介に関し、コールセンターから地方事務所へ取り次ぎを行う際にも、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、その旨取次依頼書に記載し、制度利用も含めた適切な取次ぎを行っている。

(5) 司法過疎対策

－年度計画内容－

常勤弁護士が配置された 1 (5) の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成 18 年度に司法過疎対策として設置した 6 か所の地域事務所における受任事件数の配分は、受任事件全体の約 6 割～8 割程度が 4 号有償事件、約 1 割～3 割程度が民事法律扶助事件、約 1 割～2 割程度が国選弁護事件となっている。

(6) 関係機関連携強化

－年度計画内容－

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。

V・1・(1)・イ記載のとおり、全地方事務所において、平成 18 年度中に少なくとも 1 回、地方協議会を開催した。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙 1～3（予算、収支計画、資金計画）のとおり。

5 短期借入金の限度額

該当なし。

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

7 剰余金の使途

該当なし。

8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

一年度計画内容一

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所について、所要の物件を賃借するなどして、業務開始に向けて、全国の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

平成18年10月の業務開始に間に合わせるべく、各地において、利用者の利便、賃借条件などを総合考慮して、適当な物件を賃借し、必要な内装工事等を実施した。

各物件の選定に当たっては、基本的に、平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大等に伴う人員の増加、事務スペースの増加の可能性を視野に入れ、それに対応できる程度の面積を確保した。

(2) 人事に関する計画

一年度計画内容一

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

このほか、支援センター本部、地方事務所その他の事務所について、計画的に人的体制を整備する。

ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成18年度に採用し、各地の支援センターの事務所に配置した常勤弁護士は、合計24名であり、未だ十分な常勤弁護士数を確保したとは言えないが、当面は支援センターの業務遂行に支障がないだけの一般契約弁護士が確保されている。

支援センターは全国展開する組織であり、常勤弁護士は、事件数、弁護士数、人口等に照らし、必要とされる地方に赴任して、民事法律扶助事件

及び国選弁護事件等を取り扱うことが期待されている弁護士であるが、法曹実務経験が相当程度ある一般の開業弁護士は、既に一つの地域に根差して事務所経営等を行っており、支援センターの常勤弁護士となることで、現在の弁護士活動の清算が必要となることや転居により生活環境が変わるなど少なからず困難な問題がある。ここに、これらの開業弁護士から未だ十分な常勤弁護士数を確保しえなかつた一要因があると思われる。

一方で、司法修習生には、支援センターの常勤弁護士に強い関心・興味が見られ、もとより上記のような解決の困難な問題も少ないとことから、支援センターでは、日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新制度を導入することとした。

平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の拡大に備えた業務体制を確立するためには、有能で志の高い常勤弁護士を十分に確保することが必要であることから、上記新制度による常勤弁護士を含む多数の常勤弁護士を確保するため、司法修習生、弁護士、法科大学院生等に対し、常勤弁護士採用情報等の説明・広報を積極的に実施するとともに、平成18年12月から、司法修習生をも対象として、平成19年度採用予定の常勤弁護士の募集を開始し、採用選考手続を実施している。これにより、平成19年度には相当程度の常勤弁護士を確保できると思われる。

今後、常勤弁護士を全国各地に順次配置していくことが可能となるよう、引き続き、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、平成18年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。

また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価シ

システムを策定し、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

以上

別紙1－1

平成18事業年度年度 決算報告書

○全体

(単位:百万円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
収入				
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
補助金等収入	259	59	△ 200	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236	(注3)
事業外収入	14	26	12	
計	15,143	14,185	△ 958	
支出				
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651	(注4)
物件費	2,845	2,371	△ 474	(注5)
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護人確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	(注1)
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
計	15,143	13,572	△ 1,571	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及びの国選弁護人確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注6)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙1-2

平成18事業年度年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
収入				
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
補助金等収入	259	59	△ 200	(注1)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236	(注2)
事業外収入	14	26	12	
計	11,201	11,249	48	
支出				
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651	(注3)
物件費	2,845	2,371	△ 474	(注4)
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
計	11,201	10,636	△ 565	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかつたことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注5)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙1-3

平成18事業年度年度 決算報告書

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
収入				
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
計	3,942	2,936	△ 1,006	
支出				
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護人確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	(注1)
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
計	3,942	2,936	△ 1,006	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び国選弁護人確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2-1

平成18事業年度 収支計画

○全体

(単位:百万円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
費用の部	15,143	13,572	△ 1,571	
経常費用	15,143	13,572	△ 1,571	
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651 (注1)	
物件費	2,845	2,371	△ 474 (注2)	
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護人確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	15,143	14,185	△ 958	
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006 (注3)	
補助金等収入	259	59	△ 200 (注4)	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236 (注5)	
事業外収入	14	26	12	
純利益	0	613	613 (注6)	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	613	613	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注3)

受託収入及びの国選弁護人確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注4)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注5)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金の一部(316百万円)を含んでいる。また、(注7)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙2-2

平成18事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
費用の部	11,201	10,636	△ 565	
経常費用	11,201	10,636	△ 565	
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651 (注1)	
物件費	2,845	2,371	△ 474 (注2)	
収益の部	11,201	11,249	48	
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
補助金等収入	259	59	△ 200 (注3)	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236 (注4)	
事業外収入	14	26	12	
純利益	0	613	613 (注5)	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	613	613	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことによる。

(注2)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注5)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金の一部(316百万円)を含んでいる。また、(注6)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注6)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙2-3

平成18事業年度 収支計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
費用の部	3,942	2,936	△ 1,006	
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
うち国選弁護人確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
収益の部	3,942	2,936	△ 1,006	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び国選弁護人確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙3－1

平成18事業年度 資金計画

○全体

(単位:百万円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
資金支出	15,143	14,185	△ 958	
経常費用	15,143	14,185	△ 958	
業務活動による支出	14,792	13,537	△ 1,255	(注1)
投資活動による支出	0	335	335	(注2)
財務活動による支出	351	0	△ 351	(注2)
次年度への繰越金	0	313	313	(注3)
資金収入	15,143	14,185	△ 958	
業務活動による収入	14,792	13,834	△ 958	
運営費交付金による収入	5,980	5,980	0	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注4)
その他の収入	4,870	4,918	48	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	351	351	0	
政府出資金による収入	351	351	0	
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動及び受託収入の計画額と実績額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったこと等による。

(注2)

投資活動による支出及び財務活動による支出の計画額と実績額の差は、政府出資金の定期預金化及び敷金支出を投資活動として整理したことによる。

(注3)

繰越金(收支差)には、資本金の一部(16百万円)が含まれている。

(注4)

受託収入の計画額と実績額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注5)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの計画措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

別紙3-2

平成18事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
資金支出	11,201	11,249	48	
経常費用	11,201	11,249	48	
業務活動による支出	10,850	10,601	△ 249	
投資活動による支出	0	335	335	(注1)
財務活動による支出	351	0	△ 351	(注1)
次年度への繰越金	0	313	313	(注2)
資金収入	11,201	11,249	48	
業務活動による収入	10,850	10,898	48	
運営費交付金による収入	5,980	5,980	0	
その他の収入	4,870	4,918	48	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	351	351	0	
政府出資金による収入	351	351	0	
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

投資活動による支出及び財務活動による支出の計画額と実績額の差は、政府出資金の定期預金化及び敷金支出を投資活動として整理したことによる。

(注2)

繰越金(收支差)には、資本金の一部(16百万円)が含まれている。

(注3)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙3-3

平成18事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
資金支出	3,942	2,936	△ 1,006	
経常費用	3,942	2,936	△ 1,006	
業務活動による支出	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	0	0	
資金収入	3,942	2,936	△ 1,006	
業務活動による収入	3,942	2,936	△ 1,006	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動及び受託収入の計画額と実績額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったこと等による。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

【資料1】

日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地一覧

平成19年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	102-0073	東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6F	0503383-5333	03-3222-1091
中野坂上分室	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	同上	03-5358-1057
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
多摩支部	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4・6F	0503383-5310	042-645-7135
新宿出張所	160-0023	新宿区西新宿1-18-8 新宿スカイビル5F	0503383-5315	03-3348-4748
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
渋谷出張所	150-0002	渋谷区渋谷3-10-13 渋谷Rサンケイビル8F	0503383-5325	03-3409-4048
立川出張所	190-0012	立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル11F	0503383-5327	042-527-3051
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 川崎イーストワンビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0041	熊谷市宮町1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部会館2F	0503383-5380	048-522-8260
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-8-1 千葉フコク生命ビル8F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-8620	長野県松本市丸の内3-7 松本市役所東庁舎4F	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市佐和田支所2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5444	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業株第2ビル	0503383-5447	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-0059	岡崎市康生通西3-5 森岡崎ビル2F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 アクサ津ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンケ・ピエスピル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802

上記のFAX番号等は、変更されているものがありますので、各事務所に確認してください。

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0806	熊本市花畠町7-10 熊本市産業文化会館5F	0503383-5522	096-352-6350
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0011	鹿屋市打馬1-13-4	0503383-5527	0994-44-6922
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスピル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F	0503383-5535	022-263-4558
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル3・4F	0503383-5540	024-535-2939
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都銀行本店別館6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

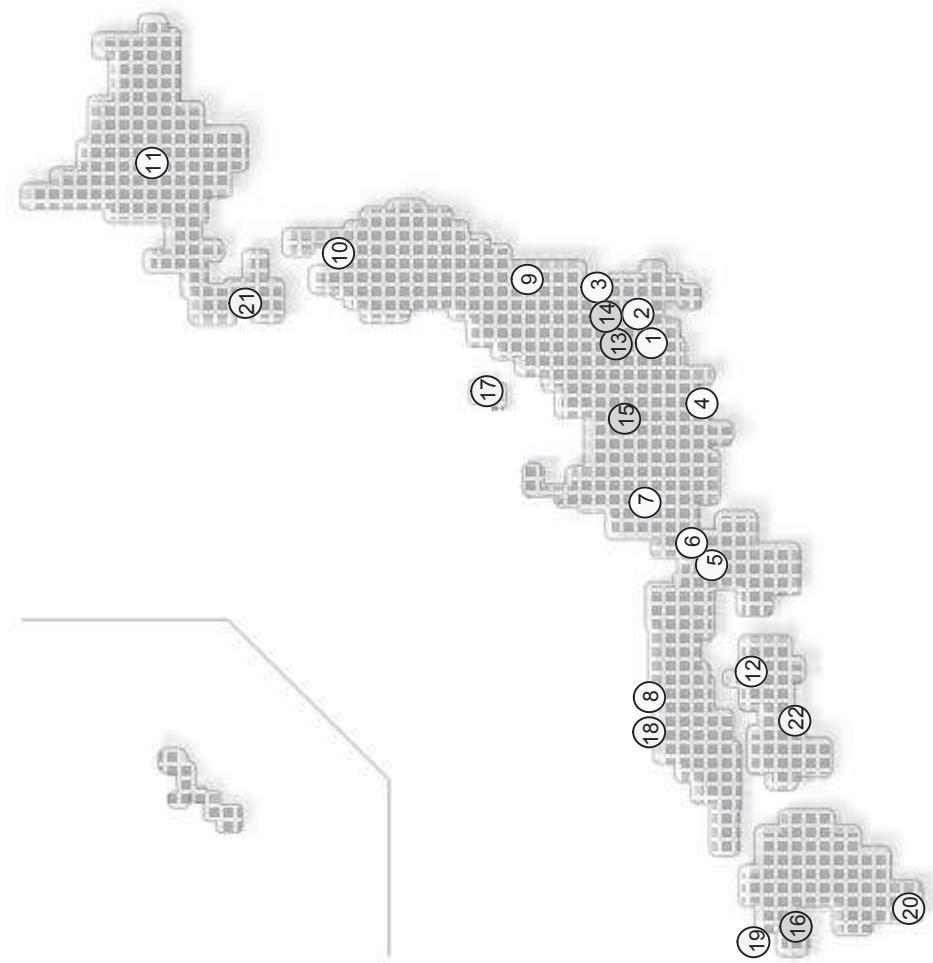
上記のFAX番号等は、変更されているものがありますので、各事務所に確認してください。

【資料2】

日本司法支援センター業務開始までのあゆみ

平成11年7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年6月 12月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出 司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年6月 11月 12月	総合法律支援法公布 全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年 4月10日 4月28日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命 法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
5月31日	第1回全国地方事務所長会議を開催
10月2日	業務開始

【資料3】常勤弁護士配置先一覧(平成18年度)



地方事務所・支部
1 東京地方事務所 多摩支部
2 埼玉地方事務所
3 茨城地方事務所
4 静岡地方事務所
5 京都地方事務所
6 滋賀地方事務所
7 岐阜地方事務所
8 鳥取地方事務所
9 福島地方事務所
10 青森地方事務所
11 旭川地方事務所
12 香川地方事務所
扶助国選対応地域事務所
13 熊谷地域事務所
14 下妻地域事務所
15 松本地域事務所
16 佐世保地域事務所
司法過疎対応地域事務所
17 佐渡地域事務所
18 倉吉地域事務所
19 壱岐地域事務所
20 鹿屋地域事務所
21 江差地域事務所
22 須崎地域事務所

【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、単位弁護士会における法テラス説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	平成18年4月	東京都	司法修習生・弁護士	50人
2	5月	東京都	司法修習生・弁護士	90人
3	6月	東京都	司法修習生	33人
4	10月	東京都	司法修習生	222人
5	11月	東京都	司法修習生	91人
6	12月	東京都	司法修習生	480人
7	平成19年2月	東京都	司法修習生	490人
8	2月	東京都	司法修習生	
9	3月	大阪府	司法修習生	153人
10	3月	宮城県	司法修習生	24人
司法研修所における法テラス説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
11	平成18年6月	埼玉県	司法研修所教官	20人
12	6月	埼玉県	司法研修所教官	40人
13	11月	埼玉県	司法研修所教官	120人
14	12月	埼玉県	司法修習生	800人
15	12月	埼玉県	司法修習生	300人
16	12月	埼玉県	司法修習生	25人
17	平成19年2月	埼玉県	実務修習指導担当者	200人
法科大学院における法テラス説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
18	平成18年11月	東京都	法科大学院生	※
19	11月	東京都	法科大学院生	※
20	11月	東京都	法科大学院生	※
21	11月	東京都	司法修習生・弁護士	50人
22	11月	神奈川県	法科大学院生	※
23	11月	愛知県	法科大学院生	※
24	11月	福岡県	法科大学院生	※
25	12月	東京都	司法修習生	150人
26	12月	大阪府	法科大学院生	※
27	12月	東京都	法科大学院生	※
28	12月	東京都	法科大学院生	※
29	12月	広島県	法科大学院生	※
その他法テラスによる就職説明会(※)				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
30	平成18年6月	東京都	司法修習生	10人
31	6月	東京都	司法修習生	2人
32	6月	東京都	司法修習生	25人
33	6月	東京都	司法修習生	5人
34	7月	東京都	弁護士	2人
35	9月	東京都	司法修習生・法科大学院生	400人
36	11月	東京都	司法修習生	3人
37	11月	東京都	司法修習生	3人
38	11月	愛媛県	司法修習生	12人
39	11月	愛媛県	司法修習生	14人
40	12月	東京都	司法修習生	1人
41	12月	東京都	司法修習生	4人
42	12月	東京都	司法修習生	2人
43	12月	東京都	司法修習生	2人
44	平成19年1月	東京都	司法修習生	1人

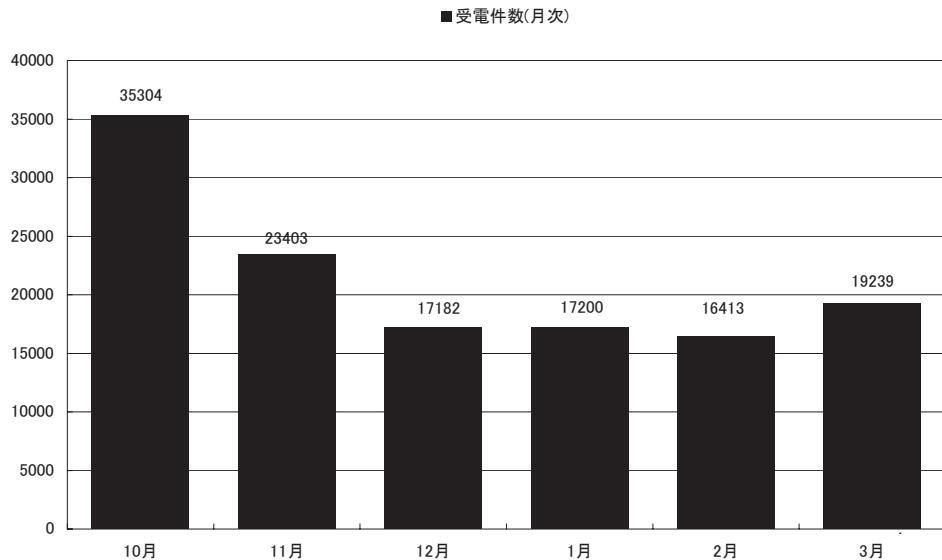
※ 各法科大学院での説明は各校30人程度出席。

※ 法テラスによる就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各法テラス法律事務所等でも随時実施している。

※ 参加者数については、配付資料部数としているものもあるので、実際の参加者数と相違する場合もある。

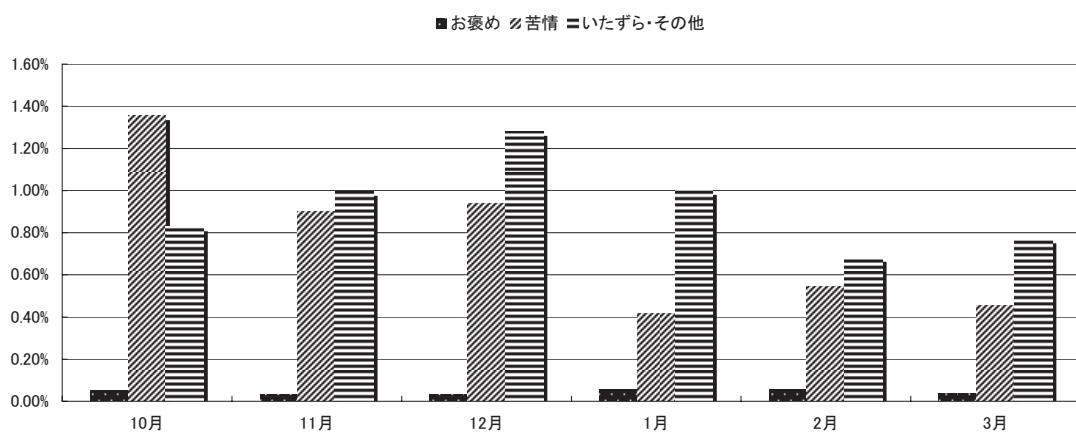
【資料5】 平成18年度受電件数の推移

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月計	35304	23403	17182	17200	16413	19239



【資料6】 平成18年度受電内容の推移

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	97.77%	98.07%	97.75%	98.52%	98.72%	98.74%
お褒め	0.05%	0.03%	0.03%	0.06%	0.05%	0.04%
苦情	1.35%	0.90%	0.94%	0.42%	0.54%	0.45%
いたずら・その他	0.83%	1.00%	1.28%	1.00%	0.68%	0.77%

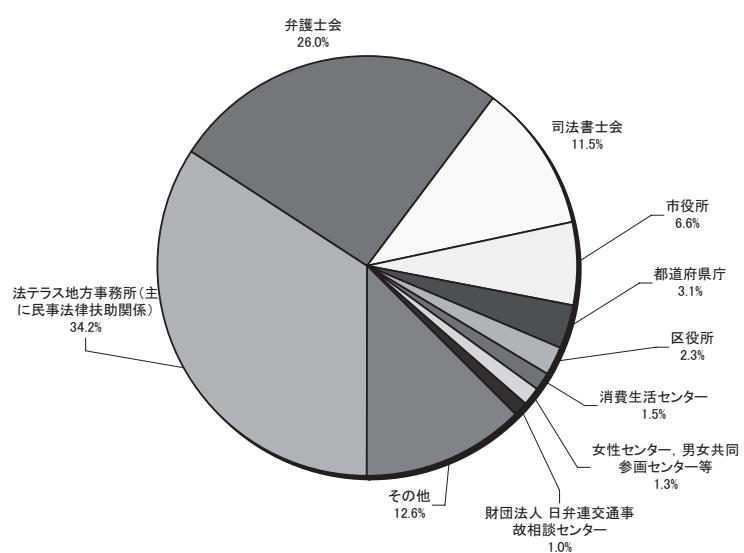


【資料7】 平成19年3月における相談分野の概要

相談分野	件数			割合 合計	
	合計				
		男性	女性		
金銭の借り入れ	3834	1905	1929	20.1%	
男女・夫婦	2034	485	1549	10.7%	
相続・遺言	1219	425	794	6.4%	
民事法律扶助	972	450	522	5.1%	
借地・借家	547	273	274	2.9%	
金銭の貸し付け	516	260	256	2.7%	
各種裁判手続	389	208	181	2.0%	
その他(生活上の取引)	360	185	175	1.9%	
犯罪被害者	237	112	125	1.2%	
情報提供	193	109	84	1.0%	
子ども	187	59	128	1.0%	
損害賠償	166	96	70	0.9%	
賃金・退職金	143	82	61	0.7%	
その他(犯罪・刑事事件)	138	59	79	0.7%	
高齢者・障害者	133	48	85	0.7%	
隣地との関係	133	69	64	0.7%	
不動産登記	115	50	65	0.6%	
不動産取引	114	54	60	0.6%	
不動産の取得	113	51	62	0.6%	
医療事故	107	50	57	0.6%	

【資料8】 平成19年3月における関係機関紹介状況

機関名称	件数
法テラス地方事務所(主に民事法律扶助関係)	6680
弁護士会	5073
司法書士会	2244
市役所	1280
都道府県庁	606
区役所	450
消費生活センター	290
女性センター、男女共同参画センター等	245
財団法人 日弁連交通事故相談センター	204
その他	2466
合計	19538



【資料9-1】 援助申込状況（平成18年4月～9月は、財団法人法律扶助協会の実績である）

地方事務所	法律相談件数			援助開始決定件数			援助不開始決定件数											
							不開始決定件数合計			資力超過件数			勝訴見込無			その他		
	扶助協会	法テラス	合計	扶助協会	法テラス	合計	扶助協会	法テラス	合計	扶助協会	法テラス	合計	扶助協会	法テラス	合計	扶助協会	法テラス	合計
東京	11,953	14,884	26,837	7,307	6,891	14,198	252	233	485	102	126	228	71	45	116	79	62	141
神奈川	1,236	2,548	3,784	1,282	1,700	2,982	2	13	15	0	2	2	2	7	9	0	4	4
埼玉	885	1,888	2,773	888	1,150	2,038	9	7	16	1	4	5	0	1	1	8	2	10
千葉	740	1,154	1,894	373	545	918	3	6	9	0	0	0	3	3	6	0	3	3
茨城	464	839	1,303	375	418	793	5	3	8	2	1	3	0	0	0	3	2	5
栃木	297	566	863	175	249	424	3	4	7	1	2	3	1	1	2	1	1	2
群馬	269	553	822	277	386	663	7	9	16	1	5	6	3	2	5	3	2	5
静岡	444	941	1,385	431	560	991	1	3	4	0	2	2	0	0	0	1	1	2
山梨	338	608	946	140	194	334	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
長野	313	582	895	267	310	577	6	8	14	3	2	5	2	5	7	1	1	2
新潟	338	701	1,039	355	528	883	7	7	14	5	3	8	0	3	3	2	1	3
大阪	5,185	5,812	10,997	3,062	3,717	6,779	0	11	11	0	0	0	0	9	9	0	2	2
京都	594	1,435	2,029	1,090	1,151	2,241	12	25	37	6	9	15	3	6	9	3	10	13
兵庫	1,750	3,591	5,341	1,733	1,896	3,629	25	28	53	0	0	0	20	20	40	5	8	13
奈良	731	1,048	1,779	420	525	945	8	4	12	3	1	4	0	0	0	5	3	8
滋賀	358	531	889	238	237	475	5	1	6	5	1	6	0	0	0	0	0	0
和歌山	361	591	952	285	359	644	10	10	20	5	5	10	3	4	7	2	1	3
愛知	705	1,657	2,362	746	938	1,684	10	12	22	1	1	2	5	5	10	4	6	10
三重	321	574	895	263	272	535	4	13	17	0	7	7	2	2	4	2	4	6
岐阜	346	498	844	192	170	362	2	3	5	0	1	1	2	2	4	0	0	0
福井	141	267	408	78	118	196	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
石川	375	439	814	257	293	550	10	12	22	0	0	0	5	10	15	5	2	7
富山	108	242	350	115	166	281	5	16	21	0	3	3	4	1	5	1	12	13
広島	703	1,272	1,975	639	735	1,374	6	11	17	4	5	9	2	3	5	0	3	3
山口	390	507	897	251	219	470	3	4	7	1	1	2	2	2	4	0	1	1
岡山	488	543	1,031	392	446	838	7	7	14	0	0	0	3	5	8	4	2	6
鳥取	129	412	541	96	181	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	285	400	685	143	126	269	6	1	7	1	0	1	2	0	2	3	1	4
福岡	1,862	3,390	5,252	1,341	1,504	2,845	10	10	20	0	0	0	7	7	14	3	3	6
佐賀	346	502	848	163	229	392	3	1	4	1	1	2	1	0	1	1	0	1
長崎	571	1,032	1,603	265	330	595	7	5	12	1	2	3	5	1	6	1	2	3
大分	283	1,118	1,401	244	360	604	6	8	14	3	2	5	2	4	6	1	2	3
熊本	71	446	517	234	330	564	12	5	17	2	1	3	7	3	10	3	1	4
鹿児島	343	670	1,013	240	337	577	9	23	32	1	4	5	5	10	15	3	9	12
宮崎	346	731	1,077	254	440	694	2	2	4	0	1	1	0	0	0	2	1	3
沖縄	282	351	633	249	317	566	6	12	18	0	3	3	2	5	7	4	4	8
宮城	2,200	1,948	4,148	1,280	1,423	2,703	27	17	44	7	6	13	13	8	21	7	3	10
福島	296	572	868	253	358	611	0	6	6	0	4	4	0	0	0	2	2	2
山形	320	698	1,018	227	385	612	3	0	3	2	0	2	0	0	0	1	0	1
岩手	607	619	1,226	355	493	848	15	12	27	9	6	15	2	5	7	4	1	5
秋田	824	1,272	2,096	369	453	822	24	20	44	7	11	18	15	8	23	2	1	3
青森	627	814	1,441	260	338	598	11	8	19	2	2	4	4	6	10	5	0	5
札幌	1,325	2,300	3,625	1,554	1,480	3,034	3	5	8	0	1	1	2	3	5	1	1	2
函館	410	534	944	179	221	400	16	0	16	1	0	1	1	0	1	14	0	14
旭川	152	560	712	159	322	481	1	7	8	0	2	2	1	0	1	0	5	5
釧路	315	495	810	238	320	558	8	16	24	3	8	11	3	4	7	2	4	6
香川	204	385	589	102	113	215	3	9	12	0	4	4	3	2	5	0	3	3
徳島	289	467	756	177	241	418	1	2	3	0	0	0	1	0	1	0	2	2
高知	345	365	710	129	160	289	9	5	14	3	1	4	0	0	0	6	4	10
愛媛	293	485	778	139	158	297	3	3	6	0	1	1	1	1	2	2	1	3
全国合計	42,558	64,837	107,395	30,281	34,792	65,073	587	629	1,216	183	243	426	210	203	413	194	183	377

【資料9-2】 援助決定件数等状況 (平成18年4月～9月は、財団法人法律扶助協会の実績である)

地方事務所	代理援助の決定状況							書類作成援助の決定状況								
	前期より継続	当期開始決定			当期終結決定			次期 繰越	前期より継続	当期開始決定			当期終結決定			次期 繰越
		扶助協会	法テラス	合計	扶助協会	法テラス	合計			扶助協会	法テラス	合計	扶助協会	法テラス	合計	
東京	16,692	7,240	6,823	14,063	5,670	5,706	11,376	19,379	87	67	68	135	30	43	73	149
神奈川	3,032	1,190	1,607	2,797	1,148	1,335	2,483	3,346	166	92	93	185	71	96	167	184
埼玉	3,100	844	1,098	1,942	508	1,519	2,027	3,015	86	44	52	96	25	56	81	101
千葉	547	334	519	853	307	300	607	793	42	39	26	65	46	24	70	37
茨城	561	370	414	784	245	311	556	789	9	5	4	9	4	5	9	9
栃木	221	162	240	402	181	156	337	286	12	13	9	22	9	12	21	13
群馬	504	254	352	606	228	206	434	676	30	23	34	57	13	20	33	53
静岡	1,805	323	442	765	359	308	667	1,903	367	108	118	226	131	124	255	338
山梨	324	128	179	307	251	102	353	278	43	12	15	27	28	15	43	27
長野	479	217	272	489	171	225	396	572	69	50	38	88	46	45	91	66
新潟	815	289	451	740	629	276	905	650	166	66	77	143	178	76	254	55
大阪	6,826	2,946	3,601	6,547	2,360	3,361	5,721	7,652	267	116	116	232	129	125	254	245
京都	1,726	1,039	1,108	2,147	1,162	925	2,087	1,786	76	51	43	94	63	29	92	78
兵庫	2,822	1,462	1,697	3,159	1,163	1,219	2,382	3,599	504	271	199	470	272	203	475	499
奈良	634	405	500	905	412	438	850	689	8	15	25	40	6	7	13	35
滋賀	270	229	212	441	193	169	362	349	19	9	25	34	16	9	25	28
和歌山	321	275	342	617	202	251	453	485	25	10	17	27	15	9	24	28
愛知	1,396	678	867	1,545	800	708	1,508	1,433	83	68	71	139	60	58	118	104
三重	272	215	228	443	209	182	391	324	56	48	44	92	44	40	84	64
岐阜	236	172	161	333	136	143	279	290	18	20	9	29	11	13	24	23
福井	168	67	108	175	76	75	151	192	17	11	10	21	11	12	23	15
石川	393	247	285	532	193	219	412	513	13	10	8	18	4	7	11	20
富山	204	96	145	241	100	91	191	254	53	19	21	40	15	14	29	64
広島	1,738	600	685	1,285	506	637	1,143	1,880	145	39	50	89	81	35	116	118
山口	795	243	216	459	38	449	487	767	20	8	3	11	1	13	14	17
岡山	1,095	377	419	796	499	322	821	1,070	34	15	27	42	16	11	27	49
鳥取	98	85	163	248	38	90	128	218	24	11	18	29	13	13	26	27
島根	240	139	115	254	124	115	239	255	5	4	11	15	8	6	14	6
福岡	2,473	1,249	1,351	2,600	967	977	1,944	3,129	106	92	153	245	60	79	139	213
佐賀	299	157	215	372	211	153	364	307	8	6	14	20	9	11	20	8
長崎	398	246	315	561	141	257	398	561	42	19	15	34	30	3	33	43
大分	294	238	357	595	193	216	409	480	15	6	3	9	7	5	12	12
熊本	475	207	310	517	175	218	393	599	52	27	20	47	27	22	49	50
鹿児島	440	213	297	510	121	252	373	577	84	27	40	67	15	48	63	88
宮崎	454	239	420	659	166	219	385	728	14	15	20	35	8	13	21	28
沖縄	385	168	186	354	125	141	266	473	142	81	131	212	72	77	149	205
宮城	2,548	1,265	1,397	2,662	1,135	997	2,132	3,078	28	15	26	41	19	11	30	39
福島	482	239	324	563	241	228	469	576	37	14	34	48	13	13	26	59
山形	898	211	360	571	338	218	556	913	52	16	25	41	8	13	21	72
岩手	605	323	468	791	264	368	632	764	14	32	25	57	15	22	37	34
秋田	716	352	433	785	377	333	710	791	46	17	20	37	21	11	32	51
青森	394	207	281	488	198	235	433	449	38	53	57	110	36	53	89	59
札幌	1,763	1,484	1,411	2,895	1,296	1,307	2,603	2,055	52	70	69	139	45	40	85	106
函館	141	171	212	383	156	161	317	207	11	8	9	17	8	5	13	15
旭川	255	122	260	382	135	132	267	370	68	37	62	99	22	36	58	109
釧路	317	225	318	543	157	246	403	457	14	13	2	15	8	6	14	15
香川	142	99	111	210	90	97	187	165	8	3	2	5	5	7	12	1
徳島	254	153	219	372	171	175	346	280	51	24	22	46	17	16	33	64
高知	122	102	133	235	103	72	175	182	27	27	27	54	32	17	49	32
愛媛	155	132	141	273	83	118	201	227	8	7	17	24	6	12	18	14
全国合計	61,324	28,428	32,768	61,196	24,751	26,958	51,709	70,811	3,361	1,853	2,024	3,877	1,829	1,640	3,469	3,769

【資料10】最近5年間の援助決定件数の推移

地方事務所	援助開始決定								援助終結決定							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度			前年比(倍)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度			前年比(倍)
					扶助協会	法テラス	合計						扶助協会	法テラス	合計	
東京	10,432	11,342	13,526	14,668	7,307	6,891	14,198	0.97	8,816	8,695	11,167	12,950	5,701	5,749	11,450	0.88
神奈川	1,758	1,936	2,128	2,480	1,282	1,700	2,982	1.20	1,543	2,037	1,914	2,143	1,218	1,431	2,649	1.24
埼玉	1,137	1,283	1,393	1,805	888	1,150	2,038	1.13	779	818	1,044	1,186	531	1,575	2,106	1.78
千葉	404	413	551	760	373	545	918	1.21	245	312	626	636	353	324	677	1.06
茨城	297	370	419	613	375	418	793	1.29	200	306	539	512	249	316	565	1.10
栃木	189	232	262	426	175	249	424	1.00	183	207	231	393	190	168	358	0.91
群馬	141	154	361	490	277	386	663	1.35	98	82	231	314	241	226	467	1.49
静岡	824	931	940	905	431	560	991	1.10	611	580	588	746	490	432	922	1.24
山梨	168	177	214	304	140	194	334	1.10	125	152	138	237	279	117	396	1.67
長野	352	281	461	554	267	310	577	1.04	300	268	344	531	216	270	486	0.92
新潟	598	669	803	741	355	528	883	1.19	480	490	659	681	807	352	1,159	1.70
大阪	3,066	3,431	4,956	6,166	3,062	3,717	6,779	1.10	2,593	2,819	3,648	4,764	2,490	3,486	5,976	1.25
京都	2,242	2,478	2,462	2,286	1,090	1,151	2,241	0.98	1,725	1,866	2,106	3,697	1,225	954	2,179	0.59
兵庫	2,866	3,134	3,224	3,403	1,733	1,896	3,629	1.07	2,242	2,644	3,604	2,919	1,433	1,422	2,855	0.98
奈良	503	604	667	863	420	525	945	1.10	511	557	595	748	418	445	863	1.15
滋賀	250	271	311	321	238	237	475	1.48	153	285	293	323	209	178	387	1.20
和歌山	339	356	463	495	285	359	644	1.30	250	385	355	523	218	260	478	0.91
愛知	1,112	1,268	1,443	1,708	746	938	1,684	0.99	1,245	1,240	1,126	1,959	860	766	1,626	0.83
三重	214	323	424	489	263	272	535	1.09	200	223	356	504	253	222	475	0.94
岐阜	147	216	276	321	192	170	362	1.13	103	162	228	310	147	156	303	0.98
福井	86	77	114	184	78	118	196	1.07	85	99	57	180	86	87	173	0.96
石川	324	345	422	457	257	293	550	1.20	315	340	372	429	197	226	423	0.99
富山	175	212	248	269	115	166	281	1.04	144	172	177	273	115	105	220	0.81
広島	1,011	1,101	1,202	1,441	639	735	1,374	0.95	724	922	963	1,130	587	672	1,259	1.11
山口	325	295	364	376	251	219	470	1.25	278	249	207	197	39	462	501	2.54
岡山	367	600	667	812	392	446	838	1.03	312	375	466	570	515	333	848	1.49
鳥取	67	87	101	122	96	181	277	2.27	69	79	36	159	51	103	154	0.97
島根	158	216	284	303	143	126	269	0.89	183	172	241	263	131	121	252	0.96
福岡	1,526	1,673	1,772	2,475	1,341	1,504	2,845	1.15	1,337	1,705	1,605	1,891	1,027	1,056	2,083	1.10
佐賀	154	166	296	393	163	229	392	1.00	151	131	316	292	220	164	384	1.32
長崎	176	208	334	520	265	330	595	1.14	121	177	255	371	171	260	431	1.16
大分	123	160	253	406	244	360	604	1.49	137	154	177	304	190	221	411	1.35
熊本	134	245	323	440	234	330	564	1.28	89	167	251	318	201	240	441	1.39
鹿児島	177	203	274	365	240	337	577	1.58	127	188	184	217	136	300	436	2.01
宮崎	219	262	285	403	254	440	694	1.72	157	227	260	260	174	232	406	1.56
沖縄	249	280	314	556	249	317	566	1.02	170	231	256	411	197	218	415	1.01
宮城	1,133	1,461	2,190	2,365	1,280	1,423	2,703	1.14	880	1,134	1,431	2,079	1,151	1,008	2,159	1.04
福島	465	563	647	612	253	358	611	1.00	415	484	595	585	254	241	495	0.85
山形	283	374	526	655	227	385	612	0.93	144	265	700	418	346	231	577	1.38
岩手	281	361	491	678	355	493	848	1.25	205	315	365	581	279	390	669	1.15
秋田	466	556	686	769	369	453	822	1.07	349	484	570	670	398	344	742	1.11
青森	405	519	474	546	260	338	598	1.10	364	434	463	577	234	288	522	0.90
札幌	1,298	1,873	2,281	2,958	1,554	1,480	3,034	1.03	1,397	1,439	2,200	3,064	1,340	1,347	2,687	0.88
函館	126	139	212	304	179	221	400	1.32	102	116	182	277	163	166	329	1.19
旭川	243	296	238	286	159	322	481	1.68	189	231	251	279	157	168	325	1.16
釧路	116	117	307	419	238	320	558	1.33	67	113	161	339	165	252	417	1.23
香川	125	123	143	186	102	113	215	1.16	75	136	132	139	95	104	199	1.43
徳島	205	286	346	389	177	241	418	1.07	191	228	318	328	188	191	379	1.16
高知	118	143	212	237	129	160	289	1.22	115	148	179	197	135	89	224	1.14
愛媛	116	187	173	233	139	158	297	1.27	107	152	204	197	89	130	219	1.11
全国合計	37,690	42,997	51,463	59,957	30,281	34,792	65,073	1.09	31,401	35,195	43,366	53,071	26,559	28,598	55,157	1.04
14年度比(倍)	1.00	1.14	1.37	1.59			1.73		1.00	1.12	1.38	1.69			1.76	

注) 平成14年度～平成17年度及び平成18年度4月～9月は、財団法人法律扶助協会の実績による。

【資料11-1】 契約弁護士数

地方事務所	契約弁護士数				(参考) 単位会員数	受任予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数			
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者			センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東京	1,768	1,313	1,827	1,827	11,209	16.3%	14	14	15	15
神奈川	310	327	391	359	886	44.1%	4	4	4	4
埼玉	165	196	217	217	399	54.4%	4	4	4	4
千葉	98	194	194	194	367	52.9%	0	1	1	1
茨城	91	93	93	93	132	70.5%	0	0	0	0
栃木	64	65	66	66	110	60.0%	1	1	1	1
群馬	94	93	88	88	153	57.5%	1	1	1	1
静岡	170	157	163	154	252	64.7%	0	0	0	0
山梨	55	56	56	54	69	81.2%	0	0	0	0
長野	105	107	105	105	133	78.9%	0	0	0	0
新潟	114	117	118	118	160	73.8%	11	11	10	10
大阪	1,104	875	1,324	686	3,049	43.4%	11	11	11	11
京都	278	270	291	281	403	72.2%	4	4	5	5
兵庫	313	309	311	311	517	60.2%	3	3	3	3
奈良	84	84	84	84	107	78.5%	1	1	1	1
滋賀	55	56	56	56	72	77.8%	1	1	1	1
和歌山	56	65	69	69	84	82.1%	0	0	0	0
愛知	303	269	408	408	1,063	38.4%	4	4	7	7
三重	51	53	54	54	88	61.4%	0	0	0	0
岐阜	89	89	89	89	108	82.4%	2	2	2	2
福井	24	42	42	42	55	76.4%	0	0	0	0
石川	85	85	85	85	102	83.3%	1	1	1	1
富山	48	44	44	44	61	72.1%	0	0	0	0
広島	152	166	178	178	317	56.2%	2	2	2	2
山口	70	70	70	70	92	76.1%	1	1	1	1
岡山	142	140	146	143	205	71.2%	1	1	1	1
鳥取	31	31	31	31	37	83.8%	2	2	2	2
島根	31	31	31	31	36	86.1%	2	2	2	2
福岡	368	366	380	371	701	54.2%	2	2	2	2
佐賀	31	47	47	47	55	85.5%	1	2	2	2
長崎	74	75	76	75	89	85.4%	1	1	1	1
大分	62	64	64	64	85	75.3%	0	0	0	0
熊本	99	94	94	91	147	63.9%	7	7	7	7
鹿児島	62	62	62	62	94	66.0%	0	0	0	0
宮崎	51	52	51	52	65	78.5%	3	3	3	3
沖縄	79	80	78	78	199	39.2%	1	1	1	1
宮城	181	180	199	164	261	76.2%	3	3	3	3
福島	74	77	76	76	101	75.2%	1	1	1	1
山形	54	54	54	54	64	84.4%	2	2	2	2
岩手	55	57	58	56	66	87.9%	1	1	1	1
秋田	44	47	48	45	55	87.3%	1	1	1	1
青森	42	40	41	41	51	80.4%	1	1	1	1
札幌	249	254	265	255	411	64.5%	16	16	16	16
函館	26	26	26	26	32	81.3%	0	0	0	0
旭川	18	25	26	26	39	66.7%	0	0	0	0
釧路	37	37	37	37	45	82.2%	0	0	0	0
香川	65	64	64	63	99	64.6%	1	1	1	1
徳島	44	44	44	44	58	75.9%	1	1	1	1
高知	44	39	41	29	61	67.2%	0	0	0	0
愛媛	63	62	61	62	110	55.5%	1	1	1	1
全国合計	7,772	7,243	8,523	7,755	23,154	36.8%	113	115	119	119

注1)契約弁護士・法人数は、平成19年3月31日現在。

ただし、大阪地方事務所の契約弁護士数は平成19年4月5日現在、契約法人数は平成19年6月1日現在。

ただし、愛知地方事務所は平成19年5月31日現在。

注2)弁護士数(会員数)は日弁連資料(平成19年4月1日現在)による。

【資料11-2】 契約司法書士数

地方事務所	契約司法書士数				(参考)単位会員数	受託予定者契約率(%)	契約司法書士法人数			
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者			センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東京	180	221	225	237	2,763	8.6%	4	6	6	6
神奈川	141	147	144	147	779	18.9%	5	5	5	5
埼玉	99	100	101	101	676	14.9%	1	1	1	1
千葉	65	68	69	73	565	12.9%	0	2	2	2
茨城	0	52	52	52	283	18.4%	0	0	0	0
栃木	39	41	40	40	209	19.1%	0	0	0	0
群馬	87	87	87	87	292	29.8%	3	3	3	3
静岡	67	70	70	70	417	16.8%	2	2	2	2
山梨	30	30	30	30	133	22.6%	0	0	0	0
長野	69	77	77	78	355	22.0%	0	0	0	0
新潟	50	61	58	62	304	20.4%	1	1	1	1
大阪	131	140	143	144	1,969	7.3%	1	1	1	1
京都	138	145	147	148	471	31.4%	2	2	2	2
兵庫	183	223	232	242	877	27.6%	1	1	1	1
奈良	32	32	32	32	189	16.9%	0	0	0	0
滋賀	42	42	42	42	170	24.7%	0	0	0	0
和歌山	25	25	25	25	159	15.7%	0	0	0	0
愛知	169	181	181	187	960	19.5%	3	3	3	3
三重	67	70	69	70	261	26.8%	1	1	1	1
岐阜	64	64	64	64	340	18.8%	1	1	1	1
福井	0	16	16	16	137	11.7%	0	0	0	0
石川	41	45	45	48	181	26.5%	0	0	0	0
富山	20	20	21	22	161	13.7%	0	0	0	0
広島	114	125	126	132	441	29.9%	2	2	2	2
山口	23	26	26	26	246	10.6%	0	0	0	0
岡山	55	57	55	55	307	17.9%	1	1	1	1
鳥取	19	33	27	31	107	29.0%	1	1	1	1
島根	20	21	21	22	125	17.6%	0	0	0	0
福岡	144	139	177	186	747	24.9%	0	0	0	0
佐賀	29	29	29	29	116	25.0%	0	0	0	0
長崎	29	33	33	33	160	20.6%	0	0	0	0
大分	32	32	30	32	167	19.2%	0	0	0	0
熊本	68	68	68	71	323	22.0%	0	0	0	0
鹿児島	83	85	85	90	283	31.8%	1	1	1	1
宮崎	43	45	44	45	167	26.9%	1	1	1	1
沖縄	43	44	44	44	204	21.6%	0	0	0	0
宮城	76	79	78	79	273	28.9%	0	0	0	0
福島	85	87	84	89	279	31.9%	1	1	1	1
山形	51	54	57	57	170	33.5%	0	0	0	0
岩手	21	23	23	23	159	14.5%	0	0	0	0
秋田	49	51	53	64	125	51.2%	0	0	0	0
青森	32	33	33	35	129	27.1%	0	0	0	0
札幌	115	117	117	120	374	32.1%	1	1	1	1
函館	11	12	12	12	47	25.5%	0	0	0	0
旭川	16	25	22	25	69	36.2%	0	0	0	0
釧路	17	17	17	17	92	18.5%	1	1	1	1
香川	25	26	23	25	171	14.6%	0	0	0	0
徳島	33	33	33	35	153	22.9%	0	0	0	0
高知	33	33	33	34	120	28.3%	1	1	1	1
愛媛	20	33	33	35	246	14.2%	1	1	1	1
全国合計	3,025	3,317	3,353	3,463	18,451	18.8%	36	40	40	40

注1) 契約司法書士・法人数は、平成19年3月31日現在。

ただし、大阪地方事務所の契約司法書士数は平成19年4月5日現在、愛知地方事務所は平成19年5月31日現在。

注2) 司法書士数(会員数)は日司連資料(平成19年4月1日現在)による。

【資料12-1】 援助を受けた人の年齢、性別

地方 事務所	10代		20代		30代		40代		50代		60代以上		不明		全年齢の合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
東京	2	5	316	440	633	961	624	770	736	592	970	793	27	22	3,308	3,583
神奈川	1	1	58	124	156	311	153	214	160	142	215	159	4	2	747	953
埼玉	0	0	47	110	93	230	69	116	118	123	124	118	1	1	452	698
千葉	0	0	23	33	41	113	43	75	56	53	50	50	7	1	220	325
茨城	1	0	22	21	37	80	38	47	40	56	37	39	0	0	175	243
栃木	0	0	12	21	25	40	23	28	23	24	22	30	1	0	106	143
群馬	2	2	18	24	42	68	40	44	51	39	19	36	1	0	173	213
静岡	1	1	31	65	48	112	39	83	34	55	45	44	0	2	198	362
山梨	0	0	13	16	18	30	15	24	19	19	25	15	0	0	90	104
長野	0	0	24	31	29	45	24	53	30	29	23	21	1	0	131	179
新潟	1	0	36	46	60	85	47	69	55	58	36	35	0	0	235	293
大阪	0	2	194	277	331	547	339	422	417	351	437	396	3	1	1,721	1,996
京都	0	1	56	82	88	190	77	164	121	132	121	118	0	1	463	688
兵庫	1	4	90	142	206	259	164	265	185	199	180	198	0	3	826	1,070
奈良	1	1	13	45	42	89	43	71	47	61	50	62	0	0	196	329
滋賀	0	0	10	19	23	35	17	23	30	29	28	23	0	0	108	129
和歌山	1	2	22	24	31	58	34	44	31	38	34	39	1	0	154	205
愛知	1	5	47	74	77	208	68	139	70	70	93	84	1	1	357	581
三重	0	0	14	16	26	62	27	31	24	25	21	26	0	0	112	160
岐阜	1	0	5	8	14	32	12	27	16	19	19	15	2	0	69	101
福井	0	0	6	6	8	25	9	13	13	16	10	11	0	1	46	72
石川	0	0	10	31	25	52	17	45	23	31	19	40	0	0	94	199
富山	0	0	7	9	11	20	15	20	20	25	19	19	1	0	73	93
広島	0	1	37	57	65	117	74	89	67	79	62	85	2	0	307	428
山口	0	1	16	22	21	38	12	15	23	24	18	29	0	0	90	129
岡山	0	0	30	40	35	84	45	52	34	40	31	55	0	0	175	271
鳥取	0	0	10	16	15	33	19	23	9	17	15	24	0	0	68	113
島根	0	0	10	12	14	27	9	15	12	9	7	11	0	0	52	74
福岡	0	0	90	154	128	253	132	206	108	179	111	143	0	0	569	935
佐賀	0	1	15	23	15	37	19	32	11	42	10	24	0	0	70	159
長崎	0	0	28	29	35	61	28	40	26	32	21	29	0	1	138	192
大分	0	0	22	28	28	62	40	50	33	41	26	29	1	0	150	210
熊本	0	2	27	30	42	56	21	34	36	31	25	26	0	0	151	179
鹿児島	0	0	19	35	27	49	23	39	38	41	27	39	0	0	134	203
宮崎	0	0	23	48	28	76	41	56	41	59	29	39	0	0	162	278
沖縄	0	0	18	42	33	64	25	58	18	24	12	23	0	0	106	211
宮城	1	3	103	127	162	218	140	195	155	144	85	85	3	2	649	774
福島	0	1	29	45	37	60	37	40	26	28	22	33	0	0	151	207
山形	0	0	24	33	42	48	46	42	50	45	29	25	1	0	192	193
岩手	0	0	40	43	73	65	47	60	46	41	38	40	0	0	244	249
秋田	0	0	35	37	62	65	39	54	53	59	21	28	0	0	210	243
青森	1	0	27	33	50	64	34	29	24	38	12	26	0	0	148	190
札幌	0	1	124	181	131	274	118	176	114	156	79	126	0	0	566	914
函館	0	0	16	26	26	37	14	32	15	23	15	17	0	0	86	135
旭川	0	0	16	26	29	51	33	40	19	36	29	36	3	4	129	193
釧路	0	0	26	48	30	57	20	28	31	26	24	30	0	0	131	189
香川	0	0	5	7	13	19	8	12	14	7	8	20	0	0	48	65
徳島	0	0	21	10	32	41	24	24	27	25	11	26	0	0	115	126
高知	0	0	14	8	16	27	10	19	19	16	13	17	1	0	73	87
愛媛	0	0	9	9	15	30	17	23	12	11	13	19	0	0	66	92
全国合計	15	34	1,908	2,833	3,268	5,665	3,012	4,270	3,380	3,459	3,390	3,455	61	42	15,034	19,758

割合(%)	0.0%	0.1%	5.5%	8.1%	9.4%	16.3%	8.7%	12.3%	9.7%	9.9%	9.7%	9.9%	0.2%	0.1%	43.2%	56.8%
-------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	-------

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12-2】 援助を受けた人の職業

地方事務所	給与生活者	商工自営業	農林・漁業	自由業	学生	パート・アルバイト	無職	その他	合計
東京	1,823	340	1	127	38	1,413	2,978	171	6,891
神奈川	392	44	2	26	1	369	774	92	1,700
埼玉	312	33	1	6	2	273	472	51	1,150
千葉	115	13	0	4	0	150	254	9	545
茨城	145	13	1	9	0	100	133	17	418
栃木	74	12	0	1	1	49	106	6	249
群馬	153	20	6	5	1	70	106	25	386
静岡	202	16	4	5	3	151	163	16	560
山梨	48	15	0	2	0	43	76	10	194
長野	99	15	0	2	0	64	120	10	310
新潟	185	34	1	1	0	122	176	9	528
大阪	1,002	132	3	41	5	880	1,590	64	3,717
京都	274	48	0	3	3	334	479	10	1,151
兵庫	692	62	2	11	2	396	679	52	1,896
奈良	96	19	0	6	1	128	263	12	525
滋賀	74	13	0	0	0	55	95	0	237
和歌山	103	17	1	0	1	85	134	18	359
愛知	451	21	1	3	3	153	276	30	938
三重	91	7	0	1	0	62	111	0	272
岐阜	36	7	0	2	0	46	73	6	170
福井	32	7	2	1	0	28	43	5	118
石川	93	19	0	2	3	79	93	4	293
富山	96	4	0	0	0	20	42	4	166
広島	254	35	0	9	4	157	265	11	735
山口	75	13	0	3	0	48	74	6	219
岡山	113	21	0	4	1	108	189	10	446
鳥取	72	6	1	1	0	22	74	5	181
島根	42	7	0	1	0	27	42	7	126
福岡	473	65	4	11	2	334	583	32	1,504
佐賀	75	9	0	0	1	52	84	8	229
長崎	107	15	2	1	1	65	126	13	330
大分	118	20	3	7	1	79	118	14	360
熊本	135	15	0	2	0	74	91	13	330
鹿児島	93	22	2	5	1	74	124	16	337
宮崎	152	21	6	6	0	96	149	10	440
沖縄	100	15	1	5	0	70	115	11	317
宮城	479	62	3	16	3	301	493	66	1,423
福島	127	10	2	2	0	80	133	4	358
山形	154	24	1	2	0	81	109	14	385
岩手	191	27	2	9	2	102	149	11	493
秋田	160	23	6	10	0	94	156	4	453
青森	141	5	3	2	1	70	111	5	338
札幌	459	23	0	10	1	333	640	14	1,480
函館	70	10	0	1	1	43	90	6	221
旭川	114	10	0	0	0	43	138	17	322
釧路	79	10	2	4	0	61	160	4	320
香川	43	5	1	0	0	20	42	2	113
徳島	91	17	1	3	0	43	82	4	241
高知	57	10	2	3	1	27	48	12	160
愛媛	44	6	3	0	1	35	69	0	158
全国合計	10,606	1,417	70	375	85	7,609	13,690	940	34,792
割合(%)	30.5%	4.1%	0.2%	1.1%	0.2%	21.9%	39.3%	27.0%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12-3】 援助を受けた人の収入

地方事務所	0	10万未満	20万未満	30万未満	30万以上	合計
東京	2,090	851	1,962	1,383	605	6,891
神奈川	551	224	472	317	136	1,700
埼玉	288	146	377	236	103	1,150
千葉	143	92	193	98	19	545
茨城	69	77	146	96	30	418
栃木	38	26	108	66	11	249
群馬	77	74	122	78	35	386
静岡	85	92	224	117	42	560
山梨	29	37	60	56	12	194
長野	81	49	128	46	6	310
新潟	79	61	181	142	65	528
大阪	1,012	550	1,238	691	226	3,717
京都	146	187	395	293	130	1,151
兵庫	530	257	595	384	130	1,896
奈良	106	109	174	117	19	525
滋賀	27	30	102	65	13	237
和歌山	78	70	130	65	16	359
愛知	265	155	328	135	55	938
三重	76	36	90	55	15	272
岐阜	34	36	61	29	10	170
福井	26	16	44	25	7	118
石川	28	57	128	58	22	293
富山	27	15	65	38	21	166
広島	134	124	242	175	60	735
山口	24	48	85	57	5	219
岡山	72	84	171	97	22	446
鳥取	15	26	88	34	18	181
島根	26	23	58	16	3	126
福岡	325	237	511	342	89	1,504
佐賀	46	39	102	36	6	229
長崎	54	46	147	71	12	330
大分	27	56	146	108	23	360
熊本	40	62	137	75	16	330
鹿児島	90	63	120	54	10	337
宮崎	48	87	160	115	30	440
沖縄	56	51	141	63	6	317
宮城	281	223	515	278	126	1,423
福島	56	68	144	73	17	358
山形	37	55	147	116	30	385
岩手	47	68	190	154	34	493
秋田	59	62	192	124	16	453
青森	36	63	127	92	20	338
札幌	336	278	525	256	85	1,480
函館	33	29	94	52	13	221
旭川	94	47	101	70	10	322
釧路	112	42	104	56	6	320
香川	15	21	40	27	10	113
徳島	39	47	98	53	4	241
高知	19	29	74	31	7	160
愛媛	30	35	48	36	9	158
全国合計	8,036	5,260	11,830	7,251	2,415	34,792
割合(%)	23.1%	15.1%	34.0%	20.8%	6.9%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12-4】 援助を受けた人の公的給付

地方事務所	無	生活保護	年金	生保・年金	その他	合計
東京	4,609	1,081	691	164	346	6,891
神奈川	1,071	350	152	61	66	1,700
埼玉	760	132	133	30	95	1,150
千葉	394	68	48	14	21	545
茨城	308	17	42	6	45	418
栃木	164	22	34	5	24	249
群馬	306	22	40	2	16	386
静岡	415	24	58	6	57	560
山梨	166	8	19	0	1	194
長野	256	17	32	1	4	310
新潟	417	48	47	5	11	528
大阪	2,338	734	387	105	153	3,717
京都	768	186	141	52	4	1,151
兵庫	1,245	260	229	29	133	1,896
奈良	314	65	70	13	63	525
滋賀	148	22	40	5	22	237
和歌山	237	27	44	5	46	359
愛知	735	102	65	11	25	938
三重	217	23	28	4	0	272
岐阜	116	10	22	5	17	170
福井	104	3	5	6	0	118
石川	214	8	48	3	20	293
富山	134	6	20	0	6	166
広島	472	80	87	29	67	735
山口	156	20	31	2	10	219
岡山	270	58	59	10	49	446
鳥取	141	7	25	1	7	181
島根	80	12	15	1	18	126
福岡	1,045	163	174	37	85	1,504
佐賀	185	8	22	1	13	229
長崎	218	32	37	6	37	330
大分	290	21	44	3	2	360
熊本	243	25	35	5	22	330
鹿児島	231	30	39	3	34	337
宮崎	317	27	53	7	36	440
沖縄	194	29	28	6	60	317
宮城	1,233	50	86	13	41	1,423
福島	270	12	44	3	29	358
山形	335	10	31	0	9	385
岩手	409	13	59	1	11	493
秋田	390	15	25	2	21	453
青森	295	14	21	4	4	338
札幌	1,162	160	107	33	18	1,480
函館	141	23	29	9	19	221
旭川	219	48	38	6	11	322
釧路	231	34	36	4	15	320
香川	70	9	22	3	9	113
徳島	215	8	14	1	3	241
高知	118	9	13	5	15	160
愛媛	124	8	22	1	3	158
全国合計	24,490	4,160	3,591	728	1,823	34,792
割合(%)	70.4%	12.0%	10.3%	2.1%	5.2%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料13】代理援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	222	243	465	86	722	191	913	103	61	3,668	1,467	5,135	39	21	6,823
神奈川	58	30	88	16	282	37	319	3	8	921	240	1,161	6	6	1,607
埼玉	29	17	46	9	148	23	171	11	8	740	103	843	4	6	1,098
千葉	18	6	24	1	72	9	81	4	0	361	45	406	2	1	519
茨城	14	8	22	3	30	4	34	3	5	281	66	347	0	0	414
栃木	7	8	15	2	19	5	24	4	2	163	28	191	1	1	240
群馬	12	10	22	2	58	9	67	3	3	184	68	252	0	3	352
静岡	29	9	38	9	88	13	101	4	6	213	66	279	2	3	442
山梨	6	5	11	0	19	4	23	0	0	110	34	144	1	0	179
長野	16	12	28	5	52	10	62	3	4	114	54	168	1	1	272
新潟	12	8	20	1	54	19	73	2	0	273	77	350	1	4	451
大阪	153	106	259	23	279	91	370	29	24	2,149	726	2,875	13	8	3,601
京都	51	26	77	25	137	26	163	12	40	614	159	773	10	8	1,108
兵庫	93	51	144	16	141	45	186	6	29	955	334	1,289	11	16	1,697
奈良	21	17	38	6	48	8	56	1	3	307	86	393	1	2	500
滋賀	6	7	13	0	26	4	30	0	1	123	43	166	1	1	212
和歌山	11	1	12	1	37	11	48	3	0	228	50	278	0	0	342
愛知	62	21	83	11	174	27	201	12	15	455	78	533	8	4	867
三重	7	2	9	1	43	8	51	1	1	119	46	165	0	0	228
岐阜	7	3	10	1	32	6	38	2	0	80	30	110	0	0	161
福井	5	0	5	0	13	4	17	0	0	67	19	86	0	0	108
石川	25	11	36	3	64	9	73	9	4	91	64	155	4	1	285
富山	3	1	4	1	19	6	25	1	1	98	13	111	2	0	145
広島	32	14	46	6	65	12	77	1	3	441	108	549	2	1	685
山口	7	6	13	0	16	7	23	1	1	135	43	178	0	0	216
岡山	11	9	20	0	43	15	58	1	2	292	43	335	0	3	419
鳥取	10	7	17	1	22	5	27	1	2	75	38	113	2	0	163
島根	5	3	8	0	22	2	24	0	0	64	19	83	0	0	115
福岡	60	21	81	7	159	39	198	9	12	781	253	1,034	4	6	1,351
佐賀	6	1	7	1	27	5	32	2	4	152	16	168	1	0	215
長崎	13	9	22	3	22	3	25	0	3	218	42	260	1	1	315
大分	14	5	19	0	29	7	36	1	0	193	103	296	2	3	357
熊本	8	5	13	1	46	5	51	0	3	181	58	239	2	1	310
鹿児島	15	8	23	6	45	8	53	1	2	151	56	207	2	3	297
宮崎	19	3	22	0	44	12	56	6	2	210	122	332	2	0	420
沖縄	17	2	19	1	27	10	37	2	1	81	42	123	3	0	186
宮城	37	28	65	6	160	38	198	9	7	771	328	1,099	5	8	1,397
福島	6	4	10	2	23	11	34	1	2	212	60	272	2	1	324
山形	10	6	16	0	31	4	35	1	1	206	100	306	0	1	360
岩手	7	10	17	6	51	8	59	7	1	287	89	376	1	1	468
秋田	8	7	15	6	32	2	34	2	3	250	122	372	0	1	433
青森	7	7	14	0	27	4	31	4	3	163	64	227	2	0	281
札幌	37	29	66	12	160	35	195	7	23	1,030	67	1,097	9	2	1,411
函館	1	2	3	0	8	4	12	1	0	163	33	196	0	0	212
旭川	9	4	13	1	25	6	31	3	2	150	54	204	4	2	260
釧路	9	6	15	0	25	8	33	0	0	204	61	265	1	4	318
香川	3	2	5	2	10	4	14	0	1	66	23	89	0	0	111
徳島	3	3	6	1	16	5	21	4	0	137	50	187	0	0	219
高知	7	4	11	0	5	3	8	0	1	86	24	110	0	3	133
愛媛	9	5	14	3	14	3	17	4	3	68	31	99	0	1	141
全国合計	1,237	812	2,049	287	3,711	834	4,545	284	297	19,081	5,945	25,026	152	128	32,768

割合(%)	3.8%	2.5%	6.3%	0.9%	11.3%	2.6%	13.9%	0.9%	0.9%	58.2%	18.2%	76.4%	0.5%	0.3%	100.0%
-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

【資料14】書類作成援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計	
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	0	2	2	1	2	2	4	2	0	53	6	59	0	0	68	
神奈川	0	1	1	0	0	0	0	0	0	92	0	92	0	0	93	
埼玉	0	1	1	0	1	0	1	0	1	49	0	49	0	0	52	
千葉	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25	0	25	0	0	26	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	4	
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	9	
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	4	34	0	0	34	
静岡	0	0	0	0	1	1	2	0	0	112	2	114	2	0	118	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1	15	0	0	15	
長野	0	0	0	0	0	3	3	0	0	32	3	35	0	0	38	
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	4	77	0	0	77	
大阪	0	1	1	0	0	0	0	0	0	113	2	115	0	0	116	
京都	0	0	0	0	1	1	2	0	0	41	0	41	0	0	43	
兵庫	0	2	2	0	0	1	1	0	1	190	5	195	0	0	199	
奈良	1	1	2	0	0	0	0	0	0	20	3	23	0	0	25	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1	25	0	0	25	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	0	0	17	
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	1	71	0	0	71	
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	3	44	0	0	44	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	9	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	10	
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	8	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	3	21	0	0	21	
広島	2	0	2	0	0	0	0	0	0	48	0	48	0	0	50	
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	3	
岡山	0	1	1	0	0	1	1	0	0	25	0	25	0	0	27	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18	0	0	18	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	11	
福岡	1	0	1	0	0	1	1	0	0	138	13	151	0	0	153	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	14	
長崎	0	0	0	0	1	2	3	0	0	12	0	12	0	0	15	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	3	
熊本	0	1	1	0	0	0	0	0	0	18	1	19	0	0	20	
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	2	40	0	0	40	
宮崎	1	0	1	0	0	0	0	0	0	16	3	19	0	0	20	
沖縄	0	0	0	0	1	0	1	0	0	129	1	130	0	0	131	
宮城	0	0	0	1	0	0	0	0	0	24	1	25	0	0	26	
福島	0	0	0	0	1	1	2	0	0	32	0	32	0	0	34	
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1	25	0	0	25	
岩手	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	22	1	23	0	0	25
秋田	0	0	0	0	1	0	1	0	0	19	0	19	0	0	20	
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	1	57	0	0	57	
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0	69	0	0	69	
函館	0	0	0	0	1	1	2	0	0	5	2	7	0	0	9	
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0	62	0	0	62	
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	2	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	2	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3	22	0	0	22	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	1	27	0	0	27	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	0	0	17	
全国合計	5	10	15	2	10	17	27	2	2	1,904	69	1,973	3	0	2,024	

割合(%)	0.2%	2.5%	0.7%	0.1%	0.5%	0.8%	1.3%	0.1%	0.1%	94.1%	3.4%	97.5%	0.1%	0.0%	100.0%
-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	--------

【資料15】支払保証立担保実績

地方事務所	前期より継続		当期発生		当期消滅		次期への繰越	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東京	130	230,330,000	39	47,760,000	18	42,770,000	151	235,320,000
神奈川	11	15,650,000	3	1,800,000	7	7,750,000	7	9,700,000
埼玉	23	33,800,000	10	17,150,000	2	2,550,000	31	48,400,000
千葉	3	9,360,000	0	0	1	360,000	2	9,000,000
茨城	1	5,000,000	1	2,000,000	0	0	2	7,000,000
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	4	3,600,000	2	6,300,000	1	6,000,000	5	3,900,000
静岡	8	12,900,000	8	21,030,000	2	6,180,000	14	27,750,000
山梨	1	1,500,000	0	0	0	0	1	1,500,000
長野	5	18,000,000	3	3,200,000	0	0	8	21,200,000
新潟	1	400,000	0	0	1	400,000	0	0
大阪	27	49,550,000	10	11,350,000	7	16,900,000	30	44,000,000
京都	42	52,660,000	33	51,270,000	13	18,680,000	62	85,250,000
兵庫	56	66,480,000	46	62,030,000	16	23,580,000	86	104,930,000
奈良	2	8,300,000	2	1,450,000	0	0	4	9,750,000
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	500,000	0	0	0	0	1	500,000
愛知	7	19,200,000	10	15,250,000	0	0	17	34,450,000
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	3	5,900,000	0	0	1	2,000,000	2	3,900,000
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	5	5,800,000	1	2,000,000	1	1,200,000	5	6,600,000
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	2	2,200,000	2	2,700,000	0	0	4	4,900,000
山口	0	0	2	2,000,000	0	0	2	2,000,000
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	2	1,800,000	0	0	2	1,800,000
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	23	40,420,000	8	7,550,000	1	4,000,000	30	43,970,000
佐賀	0	0	2	1,200,000	0	0	2	1,200,000
長崎	1	1,200,000	3	5,550,000	0	0	4	6,750,000
大分	1	600,000	0	0	0	0	1	600,000
熊本	1	20,000,000	3	3,700,000	0	0	4	23,700,000
鹿児島	2	5,000,000	1	700,000	0	0	3	5,700,000
宮崎	5	8,400,000	0	0	2	5,000,000	3	3,400,000
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	11	33,510,000	3	2,000,000	6	9,710,000	8	25,800,000
福島	1	650,000	1	1,500,000	0	0	2	2,150,000
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	4	11,800,000	1	4,200,000	1	4,200,000	4	11,800,000
青森	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	14	22,450,000	15	12,090,000	3	2,700,000	26	31,840,000
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	3	7,500,000	0	0	0	0	3	7,500,000
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	1	500,000	0	0	1	500,000
愛媛	0	0	1	600,000	0	0	1	600,000
全国合計	398	692,660,000	213	288,680,000	83	153,980,000	528	827,360,000

【資料16】代理援助事件の結果別内訳

地方事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停不成立	取下(訴訟等)	取下(援助)	扶助打切	解任・辞任	その他	合計
東京	184	772	203	2636	528	21	48	70	120	147	61	916	5,706
神奈川	92	161	79	593	18	8	25	30	69	9	52	199	1,335
埼玉	49	109	46	1106	21	14	17	14	42	2	23	76	1,519
千葉	25	49	13	145	4	2	7	7	19	9	0	20	300
茨城	20	35	9	207	2	1	2	10	6	0	14	5	311
栃木	23	20	11	81	1	1	1	6	6	2	0	4	156
群馬	18	35	10	114	0	0	1	7	6	0	4	11	206
静岡	25	44	18	146	0	3	9	5	27	0	6	25	308
山梨	3	8	1	72	7	0	2	3	1	0	0	5	102
長野	31	36	23	79	8	2	6	16	3	5	6	10	225
新潟	15	38	5	162	2	3	7	7	7	5	3	22	276
大阪	205	127	76	2148	371	44	31	47	90	37	6	179	3,361
京都	69	49	59	476	108	12	26	24	14	2	3	83	925
兵庫	66	128	37	631	44	15	19	30	101	11	15	122	1,219
奈良	16	59	16	262	7	0	11	19	15	0	12	21	438
滋賀	8	27	4	113	4	2	0	1	0	4	4	2	169
和歌山	8	21	7	181	11	1	5	3	3	1	1	9	251
愛知	60	53	46	416	26	8	15	28	5	9	1	41	708
三重	25	37	8	92	4	0	0	6	6	1	0	3	182
岐阜	21	13	8	79	0	3	3	4	1	0	0	11	143
福井	5	6	2	49	7	0	1	0	1	0	3	1	75
石川	22	26	20	75	31	2	4	21	10	1	0	7	219
富山	8	10	5	48	1	2	2	0	6	2	0	7	91
広島	26	56	23	430	8	6	5	14	13	16	0	40	637
山口	46	48	3	313	7	1	5	4	4	0	11	7	449
岡山	22	28	9	235	5	4	5	4	0	4	1	5	322
鳥取	12	18	1	34	2	1	5	4	0	0	1	12	90
島根	15	21	4	66	0	0	2	2	1	0	1	3	115
福岡	47	108	17	623	51	6	8	38	16	2	28	33	977
佐賀	6	10	9	88	7	1	1	3	12	7	1	8	153
長崎	33	16	8	172	8	1	1	1	6	2	0	9	257
大分	6	34	10	118	1	1	4	11	10	1	4	16	216
熊本	16	25	10	119	1	1	6	5	26	1	5	3	218
鹿児島	17	61	5	118	2	8	4	8	12	4	1	12	252
宮崎	14	39	21	111	4	2	7	4	9	0	2	6	219
沖縄	20	28	8	49	0	3	4	5	6	0	7	11	141
宮城	53	151	47	510	50	5	14	20	41	2	21	83	997
福島	41	34	7	117	0	1	4	3	10	0	3	8	228
山形	22	47	9	105	0	0	4	2	2	0	6	21	218
岩手	22	53	5	250	0	0	6	6	11	1	3	11	368
秋田	34	16	9	185	1	4	3	3	6	0	6	66	333
青森	32	20	11	138	3	1	1	8	5	1	0	15	235
札幌	96	57	53	898	19	17	18	45	59	24	3	18	1,307
函館	4	15	1	116	0	0	0	2	13	1	4	5	161
旭川	9	23	2	76	8	0	1	0	8	1	1	3	132
釧路	23	34	9	141	1	2	0	4	1	18	0	13	246
香川	7	17	5	57	0	2	0	1	2	1	3	2	97
徳島	21	14	8	113	2	1	4	3	4	2	1	2	175
高知	4	7	1	53	0	0	0	1	0	0	0	6	72
愛媛	5	10	4	49	16	3	4	3	7	4	0	13	118
全国合計	1,651	2,853	1,005	15,195	1,401	215	358	562	842	339	327	2,210	26,958

割合(%)	6.1%	10.6%	3.7%	56.4%	5.2%	0.8%	1.3%	2.1%	3.1%	1.3%	1.2%	8.2%	100.0%
-------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

【資料17】不服申立と再審査(結果別内訳)

地方事務所	扶助協会からの継続件数合計	新規申立件数合計	援助開始決定に関するもの					援助終結決定に関するもの					その他の事項に関するもの				
			申立件数	結果			継続中	申立件数	結果			継続中	申立件数	結果			継続中
				採用	不採用	取下			採用	不採用	取下			採用	不採用	取下	
東京	0	8	1	0	1	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	9	3	0	3	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	4	3	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	26	13	3	7	1	2	8	3	3	0	2	5	0	4	1	0
京都	0	6	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	11	11	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
愛知	0	5	3	1	2	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	4	4	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	4	3	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	4	3	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	5	4	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	4	3	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	0	3	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
釧路	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	3	119	78	15	54	4	7	35	13	18	0	4	6	0	4	1	2

本部 再審査	2	33	24	1	14	0	11	8	0	4	0	4	1	0	1	0	0
-----------	---	----	----	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

【資料18】立替金等残高表

	金額
業務開始時立替金残高	18,036,230,529
新規立替額	5,286,273,929
償還額	-3,374,827,025
償還免除額	-59,658,469
みなし消滅額	0
期末立替金残高	19,888,018,964

※1 業務開始時立替金残高18,036,230,529円(A)は、法律扶助協会が業務移行直前に受け入れた償還金分42,134,467円(B)が立替金額から差し引かれていない金額である。(A)-(B)=17,994,096,062円(財務諸表・一般勘定・注記事項2.の「民事法律扶助立替金」参照)

※2 新規立替額には、契約弁護士等受任分の未払金1,369,619,530円(財務諸表・一般勘定・附属明細書7(2)「民事法律扶助立替の未払金」参照)及び常勤弁護士受任分の未払相当額28,107,200円を含む。

※3 新規立替額及び償還額には常勤弁護士受任事件の代理援助負担金債権71,334,750円(C)及びこれに対する返済金3,839,722円(D)を含む。

※4 期末立替金残高19,888,018,964円=一般勘定・貸借対照表上の立替金残高19,820,523,936円(「民事法律扶助立替金」14,257,991,011円+「破産更生債権等」5,562,532,925円)+(C)-(D)。

【資料19】法律相談費

地方事務所	法律相談援助					金額
	センター相談 件数	事務所相談 件数	相談件数計	簡易援助 件数		
東京	13,559	1,325	14,884	120	77,732,550	
神奈川	1,356	1,192	2,548	20	15,482,250	
埼玉	870	1,018	1,888	14	11,596,200	
千葉	428	726	1,154	17	6,182,400	
茨城	290	549	839	2	4,397,400	
栃木	141	425	566	0	3,543,750	
群馬	223	330	553	0	2,782,500	
静岡	712	229	941	5	4,170,600	
山梨	370	238	608	0	3,186,750	
長野	275	307	582	4	2,977,800	
新潟	215	486	701	9	4,458,300	
大阪	5,642	170	5,812	3	26,450,550	
京都	970	465	1,435	6	7,502,250	
兵庫	2,088	1,503	3,591	8	23,386,650	
奈良	250	798	1,048	4	5,758,200	
滋賀	211	320	531	0	3,102,750	
和歌山	191	400	591	3	4,889,850	
愛知	1,441	216	1,657	10	9,103,500	
三重	279	295	574	1	4,025,700	
岐阜	364	134	498	0	3,045,000	
福井	130	137	267	0	2,010,750	
石川	164	275	439	0	3,105,900	
富山	173	69	242	0	1,270,500	
広島	529	743	1,272	4	7,387,800	
山口	228	279	507	0	2,845,500	
岡山	367	176	543	8	3,060,750	
鳥取	273	139	412	3	1,966,650	
島根	261	139	400	0	2,572,500	
福岡	2,337	1,053	3,390	2	17,307,150	
佐賀	137	365	502	4	2,678,550	
長崎	234	798	1,032	7	5,983,950	
大分	749	369	1,118	0	5,570,250	
熊本	373	73	446	1	2,434,950	
鹿児島	237	433	670	3	4,921,350	
宮崎	235	496	731	1	5,548,200	
沖縄	220	131	351	3	1,630,650	
宮城	1,238	710	1,948	4	10,249,050	
福島	371	201	572	3	3,052,350	
山形	94	604	698	0	4,483,500	
岩手	199	420	619	1	4,023,600	
秋田	463	809	1,272	9	7,030,800	
青森	659	155	814	2	3,321,150	
札幌	13	2,287	2,300	19	17,126,550	
函館	302	232	534	9	2,306,850	
旭川	258	302	560	1	4,025,700	
釧路	117	378	495	2	3,042,900	
香川	48	337	385	0	2,005,500	
徳島	154	313	467	2	2,979,900	
高知	169	196	365	0	2,262,750	
愛媛	224	261	485	4	2,694,300	
全国計	40,831	24,006	64,837	318	362,675,250	

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

【資料20】代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	165,551,456	799,925,140	32,538,405	2,760,000	1,000,775,001
神奈川	41,979,428	193,509,000	26,125,020	0	261,613,448
埼玉	25,564,900	136,239,800	15,987,556	0	177,792,256
千葉	12,877,926	63,944,750	4,112,400	0	80,935,076
茨城	9,720,400	52,647,000	2,197,544	0	64,564,944
栃木	5,660,100	30,371,250	2,457,000	2,000,000	40,488,350
群馬	8,270,400	43,448,000	2,155,000	35,000	53,908,400
静岡	11,017,060	55,821,250	4,532,050	0	71,370,360
山梨	4,786,000	22,706,250	357,500	0	27,849,750
長野	6,617,740	33,682,000	4,904,340	0	45,204,080
新潟	10,639,390	58,044,000	1,744,033	0	70,427,423
大阪	86,537,875	450,108,900	23,101,283	0	559,748,058
京都	27,433,402	130,420,500	7,022,400	0	164,876,302
兵庫	39,558,799	206,729,750	14,982,942	0	261,271,491
奈良	11,287,028	60,589,500	3,083,473	0	74,960,001
滋賀	5,254,600	27,616,200	672,000	0	33,542,800
和歌山	7,800,000	42,341,250	965,000	0	51,106,250
愛知	22,051,410	110,648,000	13,479,540	23,000	146,201,950
三重	5,654,890	30,282,000	2,268,000	0	38,204,890
岐阜	3,873,425	20,971,500	2,646,000	0	27,490,925
福井	2,446,400	12,778,500	1,274,330	0	16,499,230
石川	7,610,508	35,251,750	4,095,915	0	46,958,173
富山	3,188,000	17,409,000	2,597,180	0	23,194,180
広島	15,951,220	86,688,500	4,139,400	0	106,779,120
山口	5,165,010	27,268,500	3,529,825	0	35,963,335
岡山	9,958,667	54,738,250	1,524,390	0	66,221,307
鳥取	3,785,000	19,440,750	630,000	2,880,000	26,735,750
島根	3,223,310	14,290,500	1,297,290	0	18,811,100
福岡	32,303,323	170,366,175	12,764,100	200,000	215,633,598
佐賀	4,954,994	27,121,500	1,684,200	0	33,760,694
長崎	7,681,311	38,797,500	5,100,564	0	51,579,375
大分	8,592,710	43,879,000	3,980,850	1,000,000	57,452,560
熊本	7,411,167	39,889,500	1,630,110	0	48,930,777
鹿児島	7,789,513	37,837,750	2,383,500	0	48,010,763
宮崎	10,003,125	54,426,750	4,620,850	0	69,050,725
沖縄	4,642,000	23,765,500	3,081,925	0	31,489,425
宮城	31,660,960	172,863,390	9,034,329	400,000	213,958,679
福島	8,020,000	40,468,500	2,942,100	0	51,430,600
山形	8,526,500	47,980,300	1,184,400	0	57,691,200
岩手	10,730,000	59,857,000	3,192,000	0	73,779,000
秋田	10,663,320	56,227,500	1,911,000	0	68,801,820
青森	6,802,550	37,987,500	2,545,200	1,070,000	48,405,250
札幌	37,238,046	171,612,500	11,539,170	0	220,389,716
函館	4,717,000	25,793,250	1,215,064	0	31,725,314
旭川	6,100,600	31,855,000	2,302,498	330,000	40,588,098
釧路	7,118,000	37,710,750	3,564,650	0	48,393,400
香川	2,846,817	14,190,250	1,208,813	0	18,245,880
徳島	5,144,000	28,077,000	1,357,650	0	34,578,650
高知	3,240,040	17,178,000	378,000	0	20,796,040
愛媛	3,283,000	18,709,000	394,065	0	22,386,065
全国計	792,933,320	4,034,505,405	262,434,854	10,698,000	5,100,571,579

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料21】書類作成援助立替金実績

地方事務所	書類作成援助		
	実費	報酬	合計
東京	1,072,000	4,898,250	5,970,250
神奈川	1,341,500	6,657,000	7,998,500
埼玉	788,000	3,816,000	4,604,000
千葉	353,000	1,706,250	2,059,250
茨城	68,000	336,000	404,000
栃木	153,000	756,000	909,000
群馬	549,000	2,751,000	3,300,000
静岡	1,846,500	9,240,000	11,086,500
山梨	233,000	1,176,000	1,409,000
長野	586,000	2,966,250	3,552,250
新潟	1,159,000	5,699,750	6,858,750
大阪	1,503,500	9,522,500	11,026,000
京都	390,000	3,339,000	3,729,000
兵庫	3,113,000	15,062,250	18,175,250
奈良	380,000	1,837,500	2,217,500
滋賀	401,000	1,995,000	2,396,000
和歌山	282,000	1,417,500	1,699,500
愛知	1,107,000	5,376,000	6,483,000
三重	663,000	3,297,000	3,960,000
岐阜	144,000	504,000	648,000
福井	152,850	777,000	929,850
石川	136,000	672,000	808,000
富山	328,000	1,491,000	1,819,000
広島	794,000	3,869,250	4,663,250
山口	42,000	210,000	252,000
岡山	423,000	2,026,500	2,449,500
鳥取	271,000	1,344,000	1,615,000
島根	178,000	882,000	1,060,000
福岡	2,515,000	12,405,750	14,920,750
佐賀	203,000	1,008,000	1,211,000
長崎	230,000	934,500	1,164,500
大分	51,000	252,000	303,000
熊本	315,000	1,538,250	1,853,250
鹿児島	607,000	3,024,000	3,631,000
宮崎	312,000	1,359,750	1,671,750
沖縄	2,096,000	10,458,000	12,554,000
宮城	376,000	2,058,000	2,434,000
福島	477,000	2,320,500	2,797,500
山形	410,000	1,848,000	2,258,000
岩手	388,000	1,890,000	2,278,000
秋田	310,000	1,533,000	1,843,000
青森	911,000	4,525,500	5,436,500
札幌	1,070,000	5,166,000	6,236,000
函館	153,000	656,250	809,250
旭川	956,000	4,756,500	5,712,500
釧路	37,000	189,000	226,000
香川	27,000	115,500	142,500
徳島	365,000	1,827,000	2,192,000
高知	414,000	2,068,500	2,482,500
愛媛	245,000	1,218,000	1,463,000
全国計	30,925,350	154,777,000	185,702,350

【資料22】 民事法律扶助事業立替金及び償還金の推移(年度別)

年度	立替金	償還金	免除	みなし消滅
昭和33	5,503,590	78,500	0	
34	14,255,058	1,615,560	327,591	
35	10,530,507	3,404,044	0	
36	18,470,259	4,878,753	2,130,226	
37	26,260,775	8,045,011	2,948,842	
38	23,072,528	8,519,581	473,000	
39	55,540,131	11,676,698	5,282,008	
40	70,968,807	19,096,063	4,400	
41	94,700,570	33,976,621	0	
42	113,721,130	44,298,881	0	
43	133,641,242	57,967,496	0	
44	155,948,343	74,608,307	745,000	
45	177,191,491	91,698,854	3,440,683	
46	210,289,353	123,552,169	3,590,516	
47	229,412,687	144,973,048	5,746,013	
48	231,865,621	153,578,641	9,622,677	
49	241,543,416	159,094,053	9,436,469	
50	261,938,748	181,295,004	12,359,347	
51	271,940,043	195,347,554	13,618,262	
52	304,657,332	231,509,895	9,700,460	
53	286,925,605	235,453,561	13,314,173	
54	306,485,400	241,081,892	7,043,440	
55	336,384,626	268,379,518	33,409,982	
56	330,615,821	257,099,162	26,395,517	
57	362,633,918	273,977,220	18,979,150	
58	322,483,209	242,402,932	34,474,543	1,751,235
59	320,669,053	253,285,043	44,182,643	17,509,226
60	370,899,727	259,079,916	40,163,948	24,405,688
61	441,456,887	288,839,509	21,304,425	45,034,073
62	414,516,525	361,782,266	36,604,128	25,518,296
63	458,063,283	387,065,562	27,505,665	44,085,647
平成1	601,212,687	419,821,011	29,597,533	16,945,558
2	685,655,505	461,401,541	9,957,042	12,809,225
3	887,422,597	602,251,332	12,653,648	5,615,629
4	994,695,984	658,146,010	11,934,380	6,443,300
5	979,905,671	752,027,388	17,197,383	10,233,263
6	1,040,181,453	828,621,327	25,098,490	15,081,990
7	1,112,688,556	851,000,644	27,175,117	21,392,930
8	1,283,372,912	961,883,204	20,614,891	14,338,822
9	1,488,824,353	1,148,382,103	22,983,355	43,194,594
10	1,770,989,782	1,283,752,336	54,472,665	56,908,141
11	2,197,875,862	1,449,945,236	18,018,500	10,024,300
12	3,271,525,473	1,864,800,440	59,619,013	13,774,752
13	5,244,817,066	2,705,487,189	165,049,039	129,326,192
14	6,429,066,218	3,701,609,457	252,317,125	102,294,880
15	6,730,278,751	4,538,737,894	375,281,540	153,122,605
16	7,982,706,887	5,357,952,805	420,374,085	115,912,651
17	9,345,838,454	5,916,921,230	789,544,214	120,490,989
18	10,007,598,281	6,529,679,427	387,005,861	55,670,993
合計	68,657,242,177	44,650,081,888	3,081,696,989	1,061,884,979

※平成18年度の立替金及び償還金には常勤弁護士受任事件の代理援助負担金債権及びこれに対する返済金を含む。

【資料23】申込件数・援助決定件数・法律相談件数（年度別）

年 度	援助申込件数	援助決定件数	法律相談援助
昭和27	195	49	
28	188	40	
29	318	27	
30	468	46	
31	236	44	
32	216	33	
33	622	256	
34	837	421	
35	827	314	
36	995	397	
37	1,493	532	
38	1,687	506	
39	3,073	1,187	
40	3,012	1,375	
41	3,990	1,707	
42	4,493	1,902	
43	5,029	1,951	
44	5,245	1,968	
45	5,967	2,417	
46	7,249	3,104	
47	6,842	2,935	
48	6,917	2,930	
49	6,518	2,492	
50	8,536	2,169	
51	9,240	2,207	
52	8,872	2,556	
53	8,703	2,598	
54	9,188	2,803	
55	6,824	2,423	
56	7,026	2,520	
57	7,201	2,787	
58	6,799	2,707	
59	5,931	2,756	
60	6,615	2,927	
61	8,564	3,648	
62	8,113	3,295	
63	8,212	3,319	
平成1	9,732	3,517	
2	11,479	4,072	
3	14,394	4,896	
4	16,129	5,336	
5	17,776	5,480	1,925
6	19,498	5,767	12,686
7	20,840	6,147	14,722
8	22,602	7,265	16,818
9	24,095	8,172	8,055
10	28,693	10,079	12,552
11	33,551	12,744	22,362
12	51,735	20,261	35,505
13	69,611	30,918	49,802
14	74,296	37,690	58,158
15	83,265	42,997	68,769
16	90,304	51,463	76,173
17	100,226	59,957	88,513
18	112,469	65,073	107,395

【資料24】

国選弁護人契約弁護士数の推移

平成18年10月～平成19年4月

地方 事務所	平成18年			平成19年			
	10月2日 現在	11月1日 現在	12月1日 現在	1月1日 現在	2月1日 現在	3月1日 現在	4月1日 現在
東京	1,906	2,194	2,622	2,969	3,087	3,194	3,267
神奈川	435	472	513	520	521	523	525
埼玉	195	205	229	248	249	249	248
千葉	194	199	214	215	220	224	224
茨城	86	92	98	98	98	99	99
栃木	79	81	81	81	83	83	83
群馬	114	114	114	119	119	121	121
静岡	165	168	168	186	186	186	188
山梨	60	60	60	59	59	59	61
長野	105	110	110	110	112	112	112
新潟	111	111	121	124	124	124	124
大阪	1,289	1,292	1,448	1,458	1,463	1,474	1,474
京都	241	241	256	256	255	256	256
兵庫	247	253	274	274	276	278	280
奈良	82	82	85	85	85	85	86
滋賀	46	46	56	56	56	55	55
和歌山	58	58	58	66	66	66	66
愛知	544	570	626	628	630	636	636
三重	63	67	67	67	67	67	67
岐阜	76	79	79	83	83	83	83
福井	40	42	42	43	43	45	45
石川	84	84	90	90	91	91	91
富山	48	48	50	50	50	50	50
広島	117	159	173	176	180	182	182
山口	61	66	66	66	66	66	66
岡山	132	135	138	138	138	138	138
鳥取	31	31	31	31	31	32	32
島根	26	30	30	30	30	30	30
福岡	383	394	437	440	440	449	457
佐賀	42	42	46	46	46	47	47
長崎	64	68	69	70	70	70	70
大分	59	68	68	68	68	70	70
熊本	79	97	102	102	104	104	105
鹿児島	62	62	62	65	66	66	66
宮崎	55	59	59	59	59	59	59
沖縄	95	94	110	111	111	112	112
宮城	143	146	165	165	167	168	170
福島	85	91	92	92	92	92	92
山形	50	50	53	54	54	54	55
岩手	49	50	52	53	53	53	53
秋田	43	43	44	45	45	45	45
青森	33	34	37	37	38	38	38
札幌	266	267	290	290	289	293	293
函館	20	20	20	20	21	21	22
旭川	21	24	25	25	25	26	27
釧路	37	37	37	37	37	37	37
香川	53	59	59	58	58	58	58
徳島	42	42	45	45	45	45	45
高知	40	41	41	41	42	42	43
愛媛	71	72	77	79	80	80	80
合計	8,427	8,949	9,889	10,328	10,478	10,637	10,733

【資料25】

国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）

平成18年10月～平成19年3月

(平成19年6月1日集計)

地方事務所	平成18年						平成19年						合計	
	10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	82	1,081	85	1,023	37	925	66	942	60	763	74	1,022	404	5,756
多摩	27	137	14	124	6	126	14	122	12	88	15	99	88	696
神奈川	26	246	23	290	28	249	29	201	24	222	13	219	143	1,427
川崎	8	35	3	55	5	50	9	37	2	47	8	36	35	260
小田原	5	48	7	50	3	60	7	40	6	29	3	52	31	279
埼玉	30	233	27	202	33	237	24	220	21	189	37	201	172	1,282
川越	2	53	4	53	3	52	5	52	6	42	3	46	23	298
千葉	34	238	50	244	30	266	21	222	21	176	42	230	198	1,376
松戸	3	48	5	54	7	49	9	58	3	37	16	53	43	299
茨城	9	139	11	151	9	134	13	106	9	92	6	100	57	722
栃木	13	133	14	113	7	105	13	123	16	102	4	114	67	690
群馬	10	130	16	137	6	116	5	121	6	80	9	81	52	665
静岡	3	60	5	55	3	45	1	35	3	45	3	41	18	281
沼津	13	68	11	67	3	47	8	50	4	52	2	55	41	339
浜松	8	84	9	58	2	50	4	37	6	46	4	39	33	314
山梨	10	50	7	48	0	37	0	42	1	30	2	23	20	230
長野	4	81	10	78	3	105	5	80	4	61	9	89	35	494
新潟	2	81	7	85	5	82	10	76	7	66	11	88	42	478
大阪	67	628	43	644	45	600	51	489	48	492	37	494	291	3,347
京都	13	156	10	158	14	110	19	125	15	116	14	128	85	793
兵庫	18	132	12	122	14	112	17	128	11	85	8	115	80	694
阪神	4	66	8	69	2	51	6	53	3	42	3	54	26	335
姫路	3	64	1	48	4	77	7	82	5	44	0	49	20	364
奈良	7	58	5	58	1	80	3	51	5	44	4	60	25	351
滋賀	10	71	10	90	1	72	8	45	7	49	2	58	38	385
和歌山	3	89	4	61	3	83	5	78	1	43	2	36	18	390
愛知	26	280	22	270	25	260	24	182	29	205	24	248	150	1,445
三河	9	84	12	92	12	80	5	75	5	58	1	69	44	458
三重	12	93	14	97	5	89	7	91	13	66	4	72	55	508
岐阜	6	65	9	85	9	73	3	74	14	66	6	62	47	425
福井	1	37	3	32	0	22	0	19	4	21	0	23	8	154
石川	9	72	4	71	1	63	2	103	2	49	4	46	22	404
富山	5	37	1	35	0	35	3	28	5	21	0	29	14	185
広島	11	140	12	119	25	152	9	114	22	107	12	116	91	748
山口	4	80	5	68	8	69	4	57	7	55	0	61	28	390
岡山	11	96	7	93	5	111	8	74	10	71	9	79	50	524
鳥取	0	32	2	30	0	34	6	35	2	36	2	19	12	186
島根	1	38	0	41	0	36	2	28	3	27	2	29	8	199
福岡	18	230	33	279	25	240	17	198	12	213	23	223	128	1,383
北九州	9	100	6	97	12	90	6	83	3	48	6	61	42	479
佐賀	6	40	3	43	3	43	2	47	4	30	2	43	20	246
長崎	10	111	5	69	7	62	5	43	3	47	1	65	31	397
大分	2	45	5	39	3	56	6	46	11	25	4	31	31	242
熊本	9	109	18	87	7	72	12	78	14	64	6	74	66	484
鹿児島	7	62	4	65	8	59	8	54	5	44	8	54	40	338
宮崎	9	64	4	55	4	62	3	50	7	65	5	57	32	353
沖縄	17	66	13	122	5	105	11	92	5	73	6	79	57	537
宮城	13	105	6	94	7	106	13	105	11	77	10	104	60	591
福島	5	108	6	78	2	81	5	82	3	67	3	58	24	474
山形	3	54	3	43	1	34	0	43	3	22	4	31	14	227
岩手	4	49	3	39	3	41	0	55	9	32	3	27	22	243
秋田	2	47	3	40	1	35	2	34	7	19	5	38	20	213
青森	0	45	8	58	7	49	4	75	4	49	2	41	25	317
札幌	18	198	13	195	17	193	11	143	22	176	9	190	90	1,095
函館	3	26	0	18	6	25	1	22	2	23	4	22	16	136
旭川	1	27	1	34	1	30	0	36	3	20	4	29	10	176
釧路	1	48	1	43	3	48	2	33	3	35	6	30	16	237
香川	14	87	3	93	1	87	2	74	2	66	4	78	26	485
徳島	7	38	5	44	5	28	0	23	2	19	1	30	20	182
高知	5	58	1	65	1	67	3	51	3	28	4	48	17	317
愛媛	3	76	6	78	0	86	3	56	2	46	1	52	15	394
合 計	675	7,056	642	6,948	493	6,643	548	6,018	562	5,152	516	5,900	3,436	37,717

*併合・分離等があった場合には、それぞれ併合後・分離後のデータを記載しているが、進行中の事件については6月1日現在の件数を計上している。

*被疑者段階から継続して被告人国選となった場合には、被疑者国選・被告人国選をそれぞれ1件(計2件)としてカウントしているが、このような場合は、原則として被告人国選についての指名通知依頼を受けておらず、地域によって入力時期が異なるため、件数にずれが生じる場合がある。従って、6月1日現在で把握している件数を計上している。

【資料26-1】

国選弁護報酬基準の概要(平成19年3月31日までの基準)

被 疑 者	被 告 人																															
	第 一 審	控 訴 審	上 告 審																													
即 決	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 基礎報酬 24,000円(定額)</p> <p>(2) 遠距離接見加算 4,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 遠距離接見交通費</p> <p>(2) 通訳人費用</p>	<p>(普通契約)</p> <p>1. 報酬</p> <p>(1) 基礎報酬 50,000円(定額)</p> <p>(2) 公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円</p> <p>(3) 遠距離接見加算 4,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 遠距離接見交通費</p> <p>(2) 出張旅費・日当・宿泊費</p> <p>(3) 通訳人費用</p> <p>3. 繼続による減算</p> <p>被疑者弁護から継続の場合 -12,000円</p> <p>(補) 第1回公判前に雇用された場合</p> <p>基礎報酬24,000円</p>	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>① 基礎報酬(公判1回)</p> <p>1回 60,000円 2回 66,000円 3回 72,000円</p> <p>② 公判加算(4回以降)</p> <table border="1"> <tr><td>-45分</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>45分-1時間半</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間半</td><td>12,600円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間半</td><td>18,600円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間半</td><td>26,400円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間半</td><td>36,900円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>42,900円</td></tr> </table> <p>③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>2. 遠距離接見加算 4,000円</p> <p>3. 特別加算</p> <p>① 特別案件加算 : 通常報酬×1.5</p> <p>② 特別成果加算 : 示談成立 30,000円</p> <p>4. 費用</p> <p>(1) 滞写費用</p> <p>(2) 遠距離接見交通費</p> <p>(3) 出張旅費・日当・宿泊費</p> <p>(4) 通訳人費用</p> <p>5. 繼続による減算</p> <p>被疑者弁護から継続の場合 -12,000円</p>	-45分	5,600円	45分-1時間半	7,700円	1時間半-2時間半	12,600円	2時間半-3時間半	18,600円	3時間半-4時間半	26,400円	4時間半-5時間半	36,900円	5時間半-	42,900円															
-45分	5,600円																															
45分-1時間半	7,700円																															
1時間半-2時間半	12,600円																															
2時間半-3時間半	18,600円																															
3時間半-4時間半	26,400円																															
4時間半-5時間半	36,900円																															
5時間半-	42,900円																															
	<p>公判前整理なし *期日間整理の場合は別基準</p>	<p>公判前整理あり *期日間整理の場合は別基準</p>	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>① 基礎報酬(公判1回)</p> <p>1回 70,000円 2回 77,000円 3回 84,000円</p> <p>② 公判加算(4回以降)</p> <table border="1"> <tr><td>-45分</td><td>5,800円</td></tr> <tr><td>45分-1時間半</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間半</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間半</td><td>20,500円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間半</td><td>29,100円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間半</td><td>40,600円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>47,400円</td></tr> </table> <p>③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>2. 遠距離接見加算 4,000円</p> <p>3. 特別加算</p> <p>① 特別案件加算 : 通常報酬×1.5</p> <p>② 特別成果加算 : 示談成立 30,000円</p> <p>4. 費用</p> <p>(1) 滞写費用</p> <p>(2) 遠距離接見交通費</p> <p>(3) 出張旅費・日当・宿泊費</p> <p>(4) 通訳人費用</p> <p>5. 繼続による減算</p> <p>被疑者弁護から継続の場合 -12,000円</p>	-45分	5,800円	45分-1時間半	8,200円	1時間半-2時間半	13,600円	2時間半-3時間半	20,500円	3時間半-4時間半	29,100円	4時間半-5時間半	40,600円	5時間半-	47,400円	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>① 基礎報酬(公判1回)</p> <p>1回 80,000円 2回 88,000円 3回 96,000円</p> <p>② 公判加算(4回以降)</p> <table border="1"> <tr><td>-45分</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>45分-1時間半</td><td>8,700円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間半</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間半</td><td>22,300円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間半</td><td>31,800円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間半</td><td>44,400円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>52,000円</td></tr> </table> <p>③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>2. 遠距離接見加算 4,000円</p> <p>3. 特別加算</p> <p>① 特別案件加算 : 通常報酬×1.5</p> <p>② 特別成果加算 : 示談成立 30,000円</p> <p>4. 費用</p> <p>(1) 滞写費用</p> <p>(2) 遠距離接見交通費</p> <p>(3) 出張旅費・日当・宿泊費</p> <p>(4) 通訳人費用</p> <p>5. 繼続による減算</p> <p>被疑者弁護から継続の場合 -12,000円</p>	-45分	6,000円	45分-1時間半	8,700円	1時間半-2時間半	14,700円	2時間半-3時間半	22,300円	3時間半-4時間半	31,800円	4時間半-5時間半	44,400円	5時間半-	52,000円
-45分	5,800円																															
45分-1時間半	8,200円																															
1時間半-2時間半	13,600円																															
2時間半-3時間半	20,500円																															
3時間半-4時間半	29,100円																															
4時間半-5時間半	40,600円																															
5時間半-	47,400円																															
-45分	6,000円																															
45分-1時間半	8,700円																															
1時間半-2時間半	14,700円																															
2時間半-3時間半	22,300円																															
3時間半-4時間半	31,800円																															
4時間半-5時間半	44,400円																															
5時間半-	52,000円																															
(「強盗」など)																																
1. 報酬																																
(1) 基礎報酬 24,000円(初回接見) +20,000円×(接見回数-1)																																
弁護期間	1回																															
4日以下	1回																															
5日~8日	2回																															
9日~12日	3回																															
13日~16日	4回																															
17日~20日	5回																															
21日~25日	6回																															
(2) 基準回数超の接見加算 (多数接見加算)	1回超過 10,000円 2回超過 16,000円 3回以上 20,000円																															
(3) 遠距離接見加算 4,000円																																
(4) 特別成果加算 身柄釈放 50,000円 示談成立 30,000円																																
2. 費用																																
(1) 遠距離接見交通費 (2) 通訳人費用																																
合 議 事 件																																
地 方 裁 判 所																																
通 常																																
裁 判 員 对 象 事 件																																

(補) 一審で第1回公判前に雇用された場合

基礎報酬
接見(含・打合せ) 9,000円
記録閲覧等(含・滞考・引繼) 6,000円
記録閲覧等 + 十分検討 16,000円
接見 + 記録閲覧等 15,000円
接見+記録閲覧等 +十分検討 25,000円

(補) 公判手続を通じて、複数被告人に1名の弁護士が付いた場合

基礎報酬 × [1 + (被告人の数 - 1) × 0.5]

【資料26-2】

国選弁護報酬基準の概要（平成19年4月1日以降の基準）

被 疑 者		被 告 人		控 訴 審		上 告 審	
1. 領域 (1) 基本報酬 24,000円(定額)							
*ただし、接見を行わず電話接見のみ行ったときの基礎報酬 電話交通を1回行ったとき 10,000円 電話交通を2回行ったとき 20,000円 電話交通を3回以上行ったとき 24,000円		即 決		(普通契約) 1. 通常報酬 (1) 基礎報酬 50,000円(定額) (2) 公判加算(例外的)2回以上公判が開かれた場合 3,000円×(出頭した手続期日の回数-1) (3) 遠距離接見等加算 4,000円		(一括契約) 1. 通常報酬 (1) 基礎報酬 事務2件 5%減 95,000円 3件 10%減 135,000円 4件 15%減 170,000円 5件以上 20%減 50,000円×件数×80% (2) 公判加算(例外的)2回以上公判が開かれた場合 3,000円×(出頭した手続期日の回数-1) (3) 遠距離接見等加算 4,000円	
2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 遠距人費用		2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 出張旅費・日当・宿泊料 (3) 遠距人費用		3. 繼続による減算 被疑者国選から継続の場合 -12,000円 *被疑者国選の報酬が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。		2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 出張旅費・日当・宿泊料 (3) 遠距人費用	
即決		公判前整理なし * 期日間整理の場合は別基準		公判前整理あり * 期日間整理の場合は別基準		b 控訴意書等提出前の控訴取下げまたは解任	
簡裁		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1~3回) 1回 70,000円 2回 69,000円 3回 72,000円 (2) 公判加算(4回以降) -45分未満 5,600円 45分~1時間半未満 7,700円 1時間半~2時間半未満 12,600円 2時間半~3時間半未満 18,600円 3時間半~4時間半未満 26,400円 4時間半~5時間半未満 36,900円 5時間半~ 42,300円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1回) 1回 70,000円 (2) 公判加算(2回以降) -45分未満 6,200円 45分~1時間半未満 9,100円 1時間半~2時間半未満 15,800円 2時間半~3時間半未満 24,100円 3時間半~4時間半未満 34,500円 4時間半~5時間半未満 48,200円 5時間半~ 56,500円 ③ 判決報告のみ・実質審理なし 3,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		◆記録が100丁以下でのとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 6,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 16,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 15,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 25,000円 *上表の1、4、5について、「接見」に「合せ」の実行には差し引く申入れを行ったことどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
簡裁		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		3. 繼続による減算 被疑者国選から継続の場合 -12,000円 *被疑者国選の報酬が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。		◆記録が100丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 9,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 24,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 18,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 33,000円 *上表の1、4、5について、「接見」に「合せ」の実行には差し引く申入れを行ったことどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
単独		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1~3回) 1回 70,000円 2回 77,000円 3回 84,000円 (2) 公判加算(4回以降) -45分未満 5,800円 45分~1時間半未満 8,200円 1時間半~2時間半未満 13,000円 2時間半~3時間半未満 20,500円 3時間半~4時間半未満 29,100円 4時間半~5時間半未満 40,800円 5時間半~ 47,400円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1回) 1回 80,000円 (2) 公判加算(2回以降) -45分未満 6,400円 45分~1時間半未満 9,600円 1時間半~2時間半未満 16,800円 2時間半~3時間半未満 25,900円 3時間半~4時間半未満 37,200円 4時間半~5時間半未満 52,000円 5時間半~ 61,100円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (4) 整理手続期日 7,200円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「接見」に「合せ」の実行には差し引く申入れを行ったことどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
単独		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		3. 繼続による減算 被疑者弁護から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「接見」に「合せ」の実行には差し引く申入れを行ったことどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
法定合議事件以外で短期1年以上の罪 : 強盗など		法定合議事件以外で短期1年以上の罪 : 強盗など		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
地方法院		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1~3回) 1回 80,000円 2回 88,000円 3回 96,000円 (2) 公判加算(4回以降) -45分未満 6,000円 45分~1時間半未満 8,700円 1時間半~2時間半未満 14,700円 2時間半~3時間半未満 22,300円 3時間半~4時間半未満 31,800円 4時間半~5時間半未満 44,400円 5時間半~ 52,000円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1回) 1回 90,000円 (2) 公判加算(2回以降) -45分未満 7,500円 45分~1時間半未満 12,300円 1時間半~2時間半未満 23,200円 2時間半~3時間半未満 36,800円 3時間半~4時間半未満 53,600円 4時間半~5時間半未満 74,700円 5時間半~ 88,300円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (4) 整理手続期日 8,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		◆記録が1000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 18,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 48,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 27,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 57,000円 *上表の1、4、5について、「接見」に「合せ」の実行には差し引く申入れを行ったことどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
合議		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		3. 繼続による減算 被疑者弁護から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。		◆記録が1000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 18,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 48,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 27,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 57,000円 *上表の1、4、5について、「接見」に「合せ」の実行には差し引く申入れを行ったことどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
合議		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		◆記録が1000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 18,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 48,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 27,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 57,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。		◆記録が1000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 18,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 48,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 27,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 57,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
裁判官事件		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1~3回) 1回 90,000円 2回 99,000円 3回 108,000円 (2) 公判加算(4回以降) -45分未満 6,000円 45分~1時間半未満 9,100円 1時間半~2時間半未満 15,800円 2時間半~3時間半未満 24,100円 3時間半~4時間半未満 34,500円 4時間半~5時間半未満 48,200円 5時間半~ 56,500円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1回) 1回 100,000円 (2) 公判加算(2回以降) -45分未満 7,500円 45分~1時間半未満 12,300円 1時間半~2時間半未満 23,200円 2時間半~3時間半未満 36,800円 3時間半~4時間半未満 53,600円 4時間半~5時間半未満 74,700円 5時間半~ 88,300円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (4) 整理手続期日 8,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 大事件加算 : 通常報酬×2 (2) 特別成績加算 : 通常報酬×1.5 *大事件加算が行われる場合は特別案件加算は行われない。 (3) 特別成績加算 : 通常報酬×2 *5%相当分以上の損害賠償 10,000円 *実質的に損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
裁判官事件		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		3. 繼続による減算 被疑者弁護から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
裁判官事件		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。		◆記録が5000丁を超えるとき 1 接見or電話交換or打合せ 9,000円 2 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ 12,000円 3 記録の閲覧or譲渡or引継ぎ+十分検討 32,000円 4 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ 21,000円 5 接見or電話交換or打合せ+記録の閲覧 or譲渡or引継ぎ+十分検討 41,000円 *上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。	
裁判官事件		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1~3回) 1回 90,000円 2回 99,000円 3回 108,000円 (2) 公判加算(4回以降) -45分未満 6,000円 45分~1時間半未満 9,100円 1時間半~2時間半未満 15,800円 2時間半~3時間半未満 24,100円 3時間半~4時間半未満 34,500円 4時間半~5時間半未満 48,200円 5時間半~ 56,500円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 特別案件加算 : 通常報酬×1.5 (2) 特別成果加算 10,000円 -5%相当分以上の損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1回) 1回 100,000円 (2) 公判加算(2回以降) -45分未満 7,500円 45分~1時間半未満 12,300円 1時間半~2時間半未満 23,200円 2時間半~3時間半未満 36,800円 3時間半~4時間半未満 53,600円 4時間半~5時間半未満 74,700円 5時間半~ 88,300円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 (4) 整理手続期日 8,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円 (3) 特別加算 (1) 大事件加算 : 通常報酬×2 (2) 特別成績加算 : 通常報酬×1.5 *大事件加算が行われる場合は特別案件加算は行われない。 (3) 特別成績加算 : 通常報酬×2 *5%相当分以上の損害賠償 10,000円 *実質的に損害賠償 20,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2) 2) この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 ◆普通契約 被告人・接見or電話交換or打合せを行ったとき、又は、記録の閲覧or譲渡を行ったとき、 *被害人にに対する接見申込or打合せを行ったとき、又は裁判所に対する意見書等の書面提出を行ったに どまるときは、基報酬5,000円。 ◇接契約 第1回公判前に解任された事件があるときは、当該事件について、普通契約同様に基礎報酬を算定し、それ以外の事件の報酬・費用と合算して事件全体に対する報酬・費用する。 費用する。 ◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2、32条の2、2項参考) 2) この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 ◆記録の閲覧or譲渡等加算(4,000円) *第1回公判日前解任のときの報酬費用 *全額報酬×4(0.5)×2=8,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円	
裁判官事件		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2) 2) この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 ◆記録の閲覧or譲渡等加算(4,000円) *第1回公判日前解任のときの報酬費用 *全額報酬×4(0.5)×2=8,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円		◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2) 2) この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 ◆記録の閲覧or譲渡等加算(4,000円) *第1回公判日前解任のときの報酬費用 *全額報酬×4(0.5)×2=8,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円	
裁判官事件		1. 領域 (1) 通常報酬 (1) 基礎報酬(公判1~3回) 1回 10,000円 2回 20,000円 3回 30,000円		2. 費用 (1) 滞留費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 遠距人費用		◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2) 2) この場合は、被疑者国選からの継続減算は行かない。 ◆記録の閲覧or譲渡等加算(4,000円) *第1回公判日前解任のときの報酬費用 *全額報酬×4(0.5)×2=8,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円	
裁判官事件		2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 遠距人費用		◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2) 2) この場合は、被疑者国選からの継続減算は行かない。 ◆記録の閲覧or譲渡等加算(4,000円) *第1回公判日前解任のときの報酬費用 *全額報酬×4(0.5)×2=8,000円 *被害者と私法上の和解成立 30,000円			

【資料27】

被疑者・被告人別算定件数(平成18年10月～平成19年3月)

地方事務所	10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	21	86	96	538	64	890	42	705	61	931	72	1,055	356	4,205
多摩	8	4	24	74	12	129	8	96	15	108	13	119	80	530
神奈川	7	6	25	150	23	236	27	160	26	218	25	249	133	1,019
川崎	4	2	6	17	3	46	7	32	6	37	3	46	29	180
小田原	0	0	5	28	7	45	4	47	7	52	5	40	28	212
埼玉	8	6	28	105	35	202	26	152	24	197	27	238	148	900
川越	1	0	3	16	3	45	2	26	7	55	4	49	20	191
千葉	9	7	38	103	45	213	26	162	14	226	31	264	163	975
松戸	2	0	2	21	8	47	4	37	6	52	3	57	25	214
茨城	3	4	8	44	12	122	7	92	14	124	8	137	52	523
栃木	5	2	15	43	11	123	10	76	10	96	13	147	64	487
群馬	6	4	8	54	14	111	7	94	5	131	5	103	45	497
静岡	1	3	4	25	6	48	1	46	2	41	3	33	17	196
沼津	0	0	19	25	6	66	6	38	5	55	3	68	39	252
浜松	3	3	8	23	7	62	2	46	7	43	3	47	30	224
山梨	7	1	7	6	3	47	0	44	1	39	1	34	19	171
長野	1	2	6	29	8	54	3	68	4	86	6	93	28	332
新潟	2	1	1	30	7	74	6	46	7	76	11	76	34	303
大阪	21	16	60	274	48	446	34	400	57	479	39	575	259	2,190
京都	3	6	15	49	12	107	10	83	20	117	16	161	76	523
兵庫	9	8	15	60	15	110	10	81	15	102	12	120	76	481
阪神	1	5	5	31	7	57	2	54	5	45	4	55	24	247
姫路	1	2	2	17	1	62	8	32	3	58	5	73	20	244
奈良	2	1	6	8	4	45	3	34	2	67	5	67	22	222
滋賀	5	1	4	11	8	74	3	38	10	66	5	63	35	253
和歌山	0	1	4	21	4	57	5	54	2	69	1	63	16	265
愛知	10	10	21	82	25	213	17	224	25	227	35	243	133	999
三河	2	1	12	11	9	63	8	63	5	79	5	87	41	304
三重	5	2	15	34	9	84	5	71	6	80	12	101	52	372
岐阜	1	1	8	21	8	64	6	46	10	69	10	85	43	286
福井	1	1	0	10	3	41	0	17	3	20	1	26	8	115
石川	4	2	6	10	3	59	3	57	1	63	1	80	18	271
富山	2	1	3	11	1	31	1	29	2	21	5	41	14	134
広島	4	1	6	42	21	111	17	73	21	105	14	128	83	460
山口	1	1	5	27	5	84	5	32	8	63	3	72	27	279
岡山	8	4	7	27	5	72	5	64	8	85	11	95	44	347
鳥取	0	0	0	14	2	24	0	40	5	39	4	23	11	140
島根	1	0	0	23	0	24	1	20	2	26	2	38	6	131
福岡	3	12	22	62	33	188	24	174	13	233	18	222	113	891
北九州	2	1	9	25	7	89	11	48	4	94	5	74	38	331
佐賀	2	1	5	19	3	32	2	39	4	40	3	40	19	171
長崎	7	0	7	38	5	73	5	47	6	63	2	61	32	282
大分	0	0	5	16	4	28	5	28	4	49	9	37	27	158
熊本	4	1	14	26	9	93	7	27	14	81	13	102	61	330
鹿児島	4	1	4	22	4	75	11	28	5	60	4	55	32	241
宮崎	5	0	7	23	5	57	1	33	3	61	6	68	27	242
沖縄	3	0	16	28	9	85	7	68	9	120	4	89	48	390
宮城	4	1	13	26	5	82	6	54	18	104	8	113	54	380
福島	2	1	4	38	6	92	3	52	4	78	3	90	22	351
山形	1	1	5	17	1	34	0	27	0	30	6	50	13	159
岩手	3	1	14	4	39	2	26	3	47	4	46	17	173	
秋田	1	0	2	10	3	39	0	24	6	40	5	35	17	148
青森	0	1	3	26	9	50	5	50	2	54	4	64	23	245
札幌	7	8	17	108	17	170	7	128	18	168	17	205	83	787
函館	3	0	0	10	5	23	1	10	1	28	2	17	12	88
旭川	0	2	1	17	2	21	0	30	1	26	5	35	9	131
釧路	1	0	1	15	0	54	4	29	2	41	3	43	11	182
香川	2	3	12	27	3	56	1	82	4	96	2	80	24	344
徳島	1	2	7	8	4	26	4	33	2	20	1	29	19	118
高知	3	1	2	38	1	60	1	59	4	49	2	43	13	250
愛媛	0	0	6	31	3	58	1	44	3	70	1	84	14	287
合計	227	232	660	2,758	606	5,912	439	4,619	561	6,099	553	6,733	3,046	26,353

【資料28】

国選弁護人報酬等算定期件数（審級別）

平成18年10月～平成19年3月

被疑者		被告人							合計	
		第一審				控訴	上告	被告人 計		
		即決	簡裁	家裁	地裁					
平成 18 年	10月	227	102	25	1	62	34	8	232	459
	11月	660	324	564	13	1,724	106	27	2,758	3,418
	12月	606	299	1,078	21	4,057	302	155	5,912	6,518
平成 19 年	1月	439	191	640	27	3,199	415	147	4,619	5,058
	2月	561	274	885	28	4,256	504	152	6,099	6,660
	3月	553	422	861	19	4,641	622	168	6,733	7,286
合計		3,046	1,612	4,053	109	17,939	1,983	657	26,353	29,399

【資料29】

国選弁護人報酬等に対する不服申立件数

平成18年10月～平成19年3月

	平成18年			平成19年			合計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国合計	3	15	23	23	31	41	136

【資料30】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

旭川地方事務所の常勤弁護士の巡回状況

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成18年10月	稚内	民事法律扶助事件	法律相談
10月	稚内	民事法律扶助事件	法律相談
11月	稚内	民事法律扶助事件	事件打合せ、法律相談
11月	稚内	民事法律扶助事件	事件打合せ
11月	稚内	民事法律扶助事件	法律相談
11月	稚内	民事法律扶助事件	事件打合せ
12月	稚内	民事法律扶助事件	弁論
平成19年2月	稚内	民事法律扶助事件	調停、弁論、事件打合せ
2月	稚内	民事法律扶助事件	法律相談
3月	稚内	民事法律扶助事件	事件打合せ、法律相談
3月	稚内	民事法律扶助事件	事件打合せ等
3月	稚内	民事法律扶助事件、4号有償事件	弁論、法律相談
3月	稚内	民事法律扶助事件	事件調査、交渉等

岐阜地方事務所の常勤弁護士の巡回状況(※)

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成18年12月	御嵩	国選弁護事件	接見
12月	御嵩	国選弁護事件	接見
12月	御嵩	国選弁護事件	接見
平成19年1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
1月	御嵩	4号有償事件、国選弁護事件	事件打合せ、公判
1月	御嵩	4号有償事件	事件打合せ
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	公判、接見
2月	御嵩	国選弁護事件	事件調査
2月	御嵩	国選弁護事件	保証、事件打合せ
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	接見
2月	御嵩	国選弁護事件	接見、交渉
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	公判
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見、公判
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見
3月	御嵩	国選弁護事件	接見

※岐阜地方事務所に常勤弁護士が配置された時期は平成18年12月である。

【資料31】

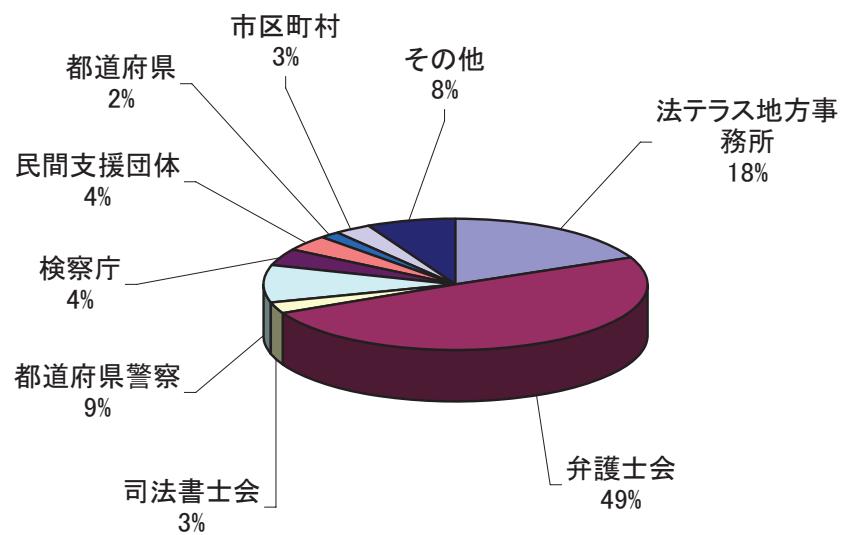
コールセンターにおける問い合わせ件数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数	1,175	730	497	440	371	466	3,679 100.0%
犯罪・刑事件	437	268	210	170	132	188	1,405 38.2%
その他（生活上の取引等）	738	462	287	270	239	278	2,274 61.8%
犯罪・刑事件に関する受電件数 (コールセンター全体)	1,287	870	714	599	579	653	4,702 100.0%
犯罪被害者支援ダイヤル	437	268	210	170	132	188	1,405 29.9%
一般ダイヤル	850	602	504	429	447	465	3,297 70.1%

(備考)犯罪・刑事件の分類に含まれる主なもの
　　刑事手続きの仕組み、犯罪の成否、その他犯罪・刑事件に関するもの(被害者相談、危機介入、告訴・告発、示談交渉、犯罪被害者等給付金、
　　ストーカー、性犯罪、交通事故等)

【資料32】

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪・刑事事件」の問い合わせに係る紹介先



【資料33】

地方事務所における「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせ件数

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	147	136	112	144	89	87	715

(備考)犯罪・刑事事件の分類に含まれる主なもの

刑事手続きの仕組み、犯罪の成否、その他犯罪・刑事事件に関するもの（被害者相談、危機介入、告訴・告発、示談交渉、犯罪被害者等給付金、ストーカー、性犯罪、交通事故等）

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等

地方事務所	関係機関・ 団体数	窓口総数
東京	300	1,825
神奈川	183	879
埼玉	182	450
千葉	165	834
茨城	154	368
栃木	130	315
群馬	132	673
静岡	142	829
山梨	96	263
長野	255	531
新潟	147	564
大阪	198	572
京都	115	434
兵庫	181	812
奈良	108	284
滋賀	127	397
和歌山	129	231
愛知	253	1,150
三重	142	576
岐阜	151	411
福井	109	324
石川	140	326
富山	104	319
広島	186	837
山口	133	508
岡山	154	672
鳥取	124	296
島根	66	232
福岡	232	728
佐賀	133	543
長崎	145	501
大分	118	379
熊本	99	371
鹿児島	122	287
宮崎	116	328
沖縄	118	217
宮城	106	503
福島	170	515
山形	110	215
岩手	116	252
秋田	95	471
青森	105	387
札幌	298	582
函館	97	210
旭川	128	222
釧路	175	369
香川	91	244
徳島	99	283
高知	84	282
愛媛	100	277
合計	7,163	24,078
平均	143.3	481.6

平成18年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日時	参加者数
神奈川	8月30日 14:00～16:00	約100名
青森	9月06日 14:00～16:00	40名～50名
宮崎	9月11日 14:00～16:00	100名
釧路	9月11日 13:30～15:30	50名
福島	9月12日 14:00～16:00	40名
茨城	9月13日 14:00～16:00	約100名
京都	9月13日 13:00～15:00	100名
三重	9月19日 14:00～17:00	約100名
福岡	9月19日 14:00～16:00	130名
佐賀	9月19日 13:30～15:30	約80名
群馬	9月21日 14:00～16:00	120名
岐阜	9月21日 14:00～16:00	約120名～130名
大分	9月21日 14:00～16:00	150名
北九州	9月22日 15:30～17:30	100名
熊本	9月22日 14:00～16:00	約100名
鹿児島	9月22日 14:00～16:00	80名
函館	9月22日 13:30～15:30	60名
旭川	9月22日 14:00～16:00	100名
香川	9月22日 14:00～16:00	100名
滋賀	9月25日 13:00～15:00	約50名
岡山	9月25日 14:00～16:00	約100名
徳島	① 9月25日 14:00～16:00	70名
愛媛	9月25日 13:30～15:30	約100名
山梨	9月26日 14:00～16:00	150名
宮城	9月26日 14:00～16:00	100名
山形	9月26日 14:00～16:00	100名
岩手	9月26日 13:30～17:00	50名～60名
秋田	9月26日 13:30～15:30	約80名
広島	① 9月26日 13:30～15:00	18名
新潟	9月27日 15:00～17:00	120名
札幌	9月27日 14:30～16:30	約100名
長野	9月28日 13:30～15:30	30名
山口	9月28日 14:00～16:00	100名
大阪	11月20日 15:00～17:00	約40～60名
千葉	11月21日 14:00～16:00	約150名
多摩	12月08日 10:00～12:00	82名
愛知	12月08日 14:00～16:00	約60名
鳥取	12月12日 15:00～17:00	120名
石川	12月15日 13:30～15:30	70～100名
長崎	12月15日 14:00～16:00	114名
奈良	1月30日 13:00～16:00	6～7名
和歌山	2月06日 13:30～15:30	50名
高知	2月08日 13:30～15:30	100名
静岡	2月14日 14:00～16:00	80名
浜松	2月16日 14:00～16:00	80名
東京	2月20日 14:00～16:00	400名
埼玉	2月22日 13:30～15:30	100名
沼津	2月26日 14:00～16:00	100名
徳島	② 2月28日 13:30～15:30	29名
富山	3月02日 13:30～15:30	約60名
兵庫	3月06日 13:30～15:00	20～30名
栃木	3月09日 14:00～16:00	約100名
福井	3月12日 13:30～15:30	16名
広島	② 3月13日 13:30～15:30	約30名
島根	3月13日 13:30～15:00	100名
沖縄	3月16日 13:00～14:30	8名

【資料36】

地方事務所におけるアンケート結果

地方 事務所	① 情報提供 件数 (面談・電話 合計)	調査件数				評価	
		② 総件数	③ 内、非協力 件数	④ 有効回答 件数 (②-③)	⑤ 調査率 (④/②)	⑥ 合計点数	⑦ 平均点数 (⑥/④)
東京	369	39	1	38	10.6%	343.5	9.0
神奈川	290	101	26	75	34.8%	683.5	9.1
埼玉	150	108	18	90	72.0%	835.0	9.3
千葉	226	71	6	65	31.4%	608.5	9.4
茨城	71	34	8	26	47.9%	242.5	9.3
栃木	100	26	-	26	26.0%	253.0	9.7
群馬	92	28	-	28	30.4%	258.0	9.2
静岡	36	15	6	9	41.7%	82.0	9.1
山梨	59	23	7	16	39.0%	150.0	9.4
長野	96	32	1	31	33.3%	278.0	9.0
新潟	63	62	20	42	98.4%	393.0	9.4
大阪	167	47	7	40	28.1%	362.0	9.1
京都	42	42	32	10	100.0%	91.0	9.1
兵庫	117	11	5	6	9.4%	56.0	9.3
奈良	50	9	4	5	18.0%	46.0	9.2
滋賀	58	15	-	15	25.9%	140.0	9.3
和歌山	77	24	-	24	31.2%	235.0	9.8
愛知	162	32	1	31	19.8%	277.0	8.9
三重	79	20	-	20	25.3%	171.0	8.6
岐阜	95	59	26	33	62.1%	315.5	9.6
福井	52	26	3	23	50.0%	224.5	9.8
石川	49	18	-	18	36.7%	149.5	8.3
富山	83	19	1	18	22.9%	168.0	9.3
広島	84	16	1	15	19.0%	134.0	8.9
山口	34	19	6	13	55.9%	92.0	7.1
岡山	29	21	2	19	72.4%	171.5	9.0
鳥取	19	19	12	7	100.0%	63.0	9.0
島根	44	14	-	14	31.8%	120.0	8.6
福岡	190	63	6	57	33.2%	542.0	9.5
佐賀	40	12	-	12	30.0%	103.0	8.6
長崎	38	5	1	4	13.2%	36.0	9.0
大分	80	23	1	22	28.8%	184.5	8.4
熊本	51	23	11	12	45.1%	113.0	9.4
鹿児島	35	25	1	24	71.4%	219.0	9.1
宮崎	75	21	-	21	28.0%	199.0	9.5
沖縄	46	10	2	8	21.7%	76.0	9.5
宮城	64	51	-	51	79.7%	464.0	9.1
福島	24	17	-	17	70.8%	166.0	9.8
山形	38	22	2	20	57.9%	192.0	9.6
岩手	13	7	-	7	53.8%	65.0	9.3
秋田	39	28	8	20	71.8%	189.5	9.5
青森	38	40	25	15	105.3%	144.0	9.6
札幌	122	59	-	59	48.4%	564.0	9.6
函館	40	22	4	18	55.0%	160.0	8.9
旭川	39	24	-	24	61.5%	222.0	9.3
釧路	34	34	-	34	100.0%	340.0	10.0
香川	35	22	9	13	62.9%	96.0	7.4
徳島	41	21	-	21	51.2%	194.0	9.2
高知	76	9	-	9	11.8%	79.0	8.8
愛媛	137	6	-	6	4.4%	55.5	9.3
合計	4,088	1,494	263	1,231	36.5%	11,346.5	9.2

地方事務所の窓口対応専門職員

H19.3.31現在

地方事務所	配置席数 (犯罪被害担当含む)	現在の窓口対応専門職員数							司法書士	
		一般担当				② 犯罪被害 担当	合計 (①+②)			
		消費 生活	裁判所	法務省	所長 推薦					
平成18年度	11	17	6	2	0	25	5	30	24	
東京	11	15	5	0	5	25	3	28	19	
四谷										
多摩										
新宿										
上野										
池袋										
渋谷										
立川										
霞が関										
神奈川	6	6	4	0	0	10	2	12	0	
横浜										
川崎										
小田原										
埼玉	3	8	3	1	1	13	2	15	0	
浦和										
川越										
千葉	4	2	2	0	0	4				
千葉										
松戸										
茨城	2	3	1	0	3	7				
栃木	2	4	0	0	0	4				
群馬	2	1	0	1	2	4				
静岡	3	6	0	0	0	6				
静岡										
沼津										
浜松										
山梨	1	2	2	0	0	4				
長野	2	3	1	1	0	5				
新潟	2	2	0	0	2	4				
大阪	6	10	2	0	0	12	2	14	8	
大阪										
堺										
京都	2	4	4	0	0	8	1	9	4	
兵庫	4	5	0	0	1	6	2	8	0	
神戸										
阪神										
姫路										
奈良	1	3	1	0	0	4				
滋賀	1	2	2	0	0	4				
和歌山	1	2	2	0	0	4				
愛知	4	10	2	1	0	13	4	17	2	
名古屋										
三河										
三重	1	2	1	0	0	3				
岐阜	1	2	1	0	0	3				
福井	1	0	1	1	1	3				
石川	1	2	1	0	0	3				
富山	1	2	2	0	0	4				
広島	2	3	1	0	0	4	1	5	4	
山口	1	2	1	0	0	3				
岡山	1	1	0	1	0	2				
鳥取	1	1	1	1	0	3				
島根	1	2	1	0	0	3				
福岡	4	14	0	1	0	15	1	16	0	
福岡										
北九州										
佐賀	1	2	1	0	0	3				
長崎	1	1	1	0	0	2				
大分	1	4	1	0	0	5				
熊本	1	2	3	0	0	5				
鹿児島	1	2	2	0	0	4				
宮崎	1	1	2	0	0	3				
沖縄	1	2	1	0	0	3				
宮城	2	3	1	0	0	4	1	5	8	
福島	1	2	0	1	0	3				
山形	1	1	1	1	0	3				
岩手	1	2	1	0	0	3				
秋田	1	1	1	0	0	2				
青森	1	1	1	1	0	3				
札幌	3	4	1	0	2	7	2	9	0	
函館	1	0	0	0	2	2				
旭川	1	2	1	2	0	5				
釧路	1	2	1	0	0	3				
香川	1	2	0	0	1	3				
徳島	1	2	1	0	0	3				
高知	1	2	1	0	1	4				
愛媛	1	2	1	0	0	3				
計	96	174	67	15	21	277	26	303	292	